

統計研究参考資料

No.45

田中 尚美 訳

国連(1984年)『女性の状況に関する統計と指標
のための概念と方法の改善』

United Nations (1984)
Improving Concepts and Methods for Statistics
on the Situation of Women

1995年3月

法政大学日本統計研究所

Japan Statistics Research Institute
Hosei University

Department of International Economic and Social Affairs
Statistical Office
and
International Research and Training Institute for
the Advancement of Women

Studies in Methods

Series F No.33

女性の状況に関する統計と指標
のための概念と方法の改善

国 連

ニューヨーク、1984年

はじめに

本書は、女性の状況に関する統計と指標の発展に関わる2冊の新しい国連報告書のうちの一つである¹⁾。これらの研究は、以下に述べる会議および勧告にこたえて作成されたものである。それらは国際女性年世界会議、国連女性の10年—平等・開発・平和—の世界会議、経済社会理事会と同理事会の統計と女性の地位にかんする機能委員会、そして国連国際女性問題調査訓練研究所理事会である²⁾。国連事務局はすでに「性的ステレオタイプ、性的偏りおよび国家データシステム」(ST/ESA/STAT/99)と題する作業報告書を刊行し、統計における性的偏りを概観している。本研究資料は、その報告書に続くものであり、その内容をより一層充実させたものである。

これら2冊の報告書、『女性の状況に関する社会指標の編集』および『女性の状況に関する統計および指標のための概念と方法の改善』は大きくみれば同じ内容を扱っているのであるが、しかしそれらは明らかに別個の目的をもっている。『社会指標の編集』は即応性(当面の応用)を問題にしている。それは利用者に向けて書かれており、多くの国で現在入手可能な統計の効果的利用を主に扱っている。それは主として新しいデータ収集計画の開発を扱っているのではなく、既存のセンサスや世帯調査、および登録制度のようなデータシステムがいずれかの国に存在するかぎりではあるが、それから女性の状況に関する信頼できる指標を開発することを扱っている。『社会指標の編集』はまた現行のデータ収集システムを改善することに関心をもつ国が、現行の概念と方法を用いて女性の地位に関する新たな基本指標を追加して作成する際にも有益であろう。

『社会指標の編集』はまた現在入手できる多くのデータ系列をもちいて無批判に指標を作成することの危険も認識している。したがって報告書では、現存のデータ源に内在する方法と概念を論議し、吟味しており、その結果、方法と概念は、利用者の当面の優先事項にしたがって、有意義に説明され、有効に利用されるであろう。このように理解を深めることによって、よりすぐれた指標と、そのより効果的利用につながるものがのぞまれる。これらの目的にむけて、『社会指標の編集』はまた、センサスと標本調査、登録および記録制度の補完的役割とともに、それらの長所と短所についての方向づけを与えるように努めている。そしてこれら三つのデータ源のすべての指標の例を示しているが、多くの国の既存のデータシステムから開発されるであろう指標に焦点をしばっている。

『概念と方法の改善』と題する本報告書は、前述の報告書と全く異なる二つの目的をもっている。第一の目的は、現在進行中の全般的データ収集計画で、最も広範に用いられている概念や方法を、女性の状況に関する、要求にかなった、意味のある、適切な、偏りのない統計を収集するうえで適切か否かという観点から、批判的に検討することである。第

一の目的と関連する第二の目的は、統計上の概念と方法に関する現行の勧告と慣行の変更が可能か否かを考察することである。新しい概念と方法を開発し、テストし、広く実施するために必要な時間の幅は多様であることがわかっている。概念と方法のうちのいくつかは現行のデータ収集計画に比較的わずかな変更を必要とするだけかもしれない。しかしその他のものは、複雑な分類の広範囲にわたる検討をとまなうかもしれないし、多くの重要なデータの収集および分析活動を広範囲にわたり多額の費用をかけて細分化することになるかもしれない。このような場合、国内および国際的レベルでの研究過程と、それに続く採用までには数年間を必要とするかもしれず、また実施されるべき変更と集計結果に、さらに時間をかけなければならないであろう。かくして『概念と方法の改善』の各章は、今後10年位の間に行われるべき研究と可能な新しい勧告についての非公式な議題を概観することを意図している。現在の知識の状態からみて、新しい国際勧告を全般的に利用する可能性が全く程遠い目標のようにおもわれる場合には、必要とされる調査研究の方に力点が置かれている。すでに終了している調査研究で、新しい概念と方法をもっと公式に検討し広く採用するための方法が指摘されているような場合には、今後数年間に考慮すべき技術的問題点がより詳しく検討されている。

これら二つの文書はともに、主要な社会経済問題にかかわる指標および開発における女性の役割にかんする指標に焦点をしばっている。研究は、先進国および開発途上国の双方の女性にとって分配の公平と社会的、経済的、政治的自立性が基本的に重要であることを強調している。論議されている問題は全てを網羅しているわけではないが、社会指標や生活水準に関する国連のこれまで行った作業、二つの世界会議で設定された優先事項、データの入手可能性とそれが依拠した調査研究、1983年4月11日-15日までニューヨークで開催された女性の状況に関する専門家グループの勧告、国連地域委員会および国連専門機関との協議にもとづいて、問題がえらばれた。

これら二つの報告書は、国連事務局の統計局とサントドミンゴにある国連国際女性問題調査訓練研究所（INSTRAW）の共同事業の一環として準備されたものであり、女性に関する統計と指標の入手可能性を改善し、その利用を促進することを目的としている。当該報告書は国連事務局の顧問の Nadia H. Youssef によって起草された。両報告書の草案は1983年4月に専門家グループの会合で討議され、その後この専門家達のほか³⁾、国連地域委員会、ILO, FAO, UNESCO, WHO, その他多くの国や国際機関の専門家のコメントや勧告をとりいれて改訂された。うけいれたコメントにかんがみて、報告書は部分的にかなり改訂されており、また第5章が追加された。特にふれなければならない事は以下のとおりである。即ち、専門家グループの報告担当者である Helen Ware は第1章に大きく尽力された。国連事務局は第4章を大幅に変更した。WHOは第5章に尽力した。Ware 氏と WHO の尽力にたいし深い感謝の意が表明された。

専門家グループは、これら二つの報告書の出版に先だって、改訂についてのガイダンス

を行ったほかに、補足的活動にかんするいくつかの勧告もおこなった。その勧告は、女性の要望についての各国レベルでの優先事項と、指標の選択とリンクさせる方法、必要とされる方法論的研究、国家データ収集編集活動を強化する方法、関連技術協力の必要といったような諸問題をあつかっていた。

専門家グループは、追求すべき優先事項のなかで、国連事務局の統計局とINSTRAW が各国の統計利用者と作成者および適切な国際的諸グループとともに、以下の行動をおこなうために尽力するように勧告した。

(a) それぞれの国の女性の要望にかんする統計と指標を確認し設定するために、全国のおよび地域的ワークショップを発展させること。これらワークショップは問題となっている重要な地域における性差別を分析する際、データの利用者と作成者を訓練することができるであろう。

(b) 研究、試験および情報交換を通じて、将来の全国データ収集活動に用いる新しいまたは改善された概念と方法の開発を促進すること。

(c) 女性の状況に関するよりよい統計と指標の開発に関心をもつワークショップ、国の統計家、その他の人々にとって必要な訓練資料や技術的文書を開発すること。

(d) 女性の状況に関するデータの必要性を十分に考慮して、センサスやサーベイのような現行の国家データ収集活動を奨励すること。

(e) 国内および国際的専門家間の定期的相互交流を促進すること。

(f) 既存データから新しい集計を開発するために、既存データ保管所の利用を促進すること。

専門家グループはまた統計的概念と方法の改善をもたらす研究および試験がとりわけ重要な多くの領域を確認した。それらは以下の通りである。(1)世帯内所得分配、(2)女性の農業労働力への参加、(3)インフォーマルセクター、(4)時間配分、(5)非貨幣的所得と消費および家事とその評価、(6)正規の教育制度以外の教育訓練、(7)世帯と家族。

専門家グループの勧告は意欲的な努力を要請していることは明かである。それにもかかわらず、このグループは、各々の国の政策立案者や一般大衆が女性の状況を評価するときに必要な、適切で、時機にかなった、信頼できるデータの絶え間ない流れを実現するためのステップを述べている。女性の状況に関する適切な統計と指標の存在は、女性に不利に作用する法律、政策、慣行の終わりを保証するものでないことは明かである。しかしながら、このような統計と指標が入手できることは、女性が男性に比して直面する特別な不利益と平等への進展を数量化できることによって、政策や計画を刺激し、大衆の認識を変えることができる。本報告書は、概念と方法に改善に焦点をあてることによって、統計と指標がこのプロセスになしうる貢献を高めることを目指している。

この分野での国連の業績についてのもっと詳しい情報は、ニューヨークの国連統計局長

(Director of the Statistical Office of the UN, New York, New York 10017) またはドミニカ共和国サント・ドミンゴの国連国際女性問題調査訓練研究所の所長 (Director of INSTRAW, Apartado postal 21747, Santo Domongo, Dominican Republic) に書面で連絡されたい。

注

1) 1冊目は、『女性の状況の関する社会指標の編集』 (*Compiling Social Indicators on the Situation of Women*) シリーズF. No. 32 (国連出版局、Sales No. E. 84. XVII. 2) である。

2) 以下のものを参照のこと。『国際女性年世界会議報告書、メキシコシティ、1975年6月19日-7月2日』 (*Report of the Conference of the International Women's Year, Mexico City, 19 June-2 July 1975*) (国連出版物、Sales No. E. 76. IV. 1) 第II章A節161-173項 ; □国連女性の10年-平和・開発・平等-報告書、コペンハーゲン、1980年7月14-30日□ (*Report of the World Conference of the United Nations Decade for Women: Equality, Development and Peace, Copenhagen, 14 to 30 July 1980*) (国連出版物、Sales No. 80. IV. 3 と改訂版) 第I章A節257-263項 ; および1977年5月12日の経済社会理事会決議2061(LXII) 「国際女性年の目標実施のための世界行動計画の履行を測定するためのデータベースの改善」、同じく1981年5月6日の決議1981/11 「女性に関する研究に適切な社会指標」。

3) 以下の専門家が個人の立場でこの会議に参加した : Mercedes Concepcion (Philippines), Bernard Grais (France), Birgitta Hedman (Sweden), Devaki Jain (India), Carmen McFarlane (Jamaica), Margaret Mod (Hungary), Zenebework Tadesse (Senegal), Elizabeth Waldman (United States of America), Helen Ware (Australia)。専門家グループ会議の報告書は、ドキュメントESA/STAT/AC. 17/9-INSTRRAW/AC. 1/9. として刊行されている。

目次

	項	原ページ	本資料
はじめに		iii	1
目次		vii	5
序文	1-16	1	8
I 家族構成、家族、世帯における女性の位置	17-67	5	12
A. 世帯主と世帯構成	19-41	5	12
1. 世帯主と女性世帯主世帯	19-32	5	12
2. 女性世帯主世帯の発生の測定	33-36	8	16
3. 世帯構成	37-41	9	17
B. 女性世帯主世帯の福利の測定	42-47	11	19
1. 代理指標としての世帯規模	44	11	19
2. 世帯構成	45	12	20
3. 世帯主の年齢と婚姻関係	46-47	12	20
C. 移住と世帯	48-59	12	20
1. 労働移住の性質	54-55	13	22
2. 男性移住の影響	56-58	14	22
3. 移住者と家庭経済の関係	59	14	23
D. 婚姻／同居関係とライフサイクル・パターン	60-67	15	23
1. 結婚の諸形態	60-62	15	23
2. 再婚	63	15	24
3. 婚姻／同居関係と女性の経済状況との関係	64-65	15	24
4. ライフサイクル・パターン	66-67	16	24
II 女性、学習と教育行政	68-99	17	26
A. データの問題	72-78	17	26
B. 正規の教育制度における女性の教育成果の測定	79-89	19	28
1. 学校在籍者と出席者	79-81	19	28
2. 教育達成度	82-85	20	29

3.	継続	86	21	30
4.	教育機会の平等	87-89	21	31
C.	正規の教育制度の外部での教育と訓練における 女性の教育達成度の測定	90-91	22	32
1.	識字と関連基本教育計画	92	23	32
2.	成人教育と訓練	93-94	23	33
D.	女性の教育と仕事との関係の測定	95-99	24	33
I I I	女性の経済活動と労働力参加	100-124	26	36
A.	労働統計に関する改訂国際勧告	101-103	26	36
B.	女性労働力の実際的供給の測定と記述	104-114	27	37
1.	実労働時間の大きさ	106-107	28	38
2.	従業上の地位に関する分類	108-111	28	38
3.	農業活動における従業上の地位	112	29	39
4.	インフォーマル・セクター	113-114	30	40
C.	不完全就業者の測定と記述	115-124	30	40
1.	不完全就業の測定の問題	115-119	30	40
2.	不完全就業者の測定の改善に向けての提案	120-121	31	42
D.	就業と所得の関係	122-124	32	43
I V	所得と所得分布	125-174	34	44
A.	所得の次元	129-155	35	45
1.	女性の個人所得の測定	130-132	35	45
2.	家計収入への女性の貢献	133-136	36	47
3.	女性世帯主世帯および女性世帯主の所得 水準	137-141	38	48
4.	世帯の自家消費生産による所得の測定	142-155	39	50
B.	所得の利用の管理	156-160	44	55
C.	女性の現実的および潜在的所得を条件づける 諸要因、生産資源の所有権、アクセスおよび 管理の測定	161-174	45	56
1.	女性と土地との関係	165-166	46	57
2.	畜牛	167-168	46	57

3. 労働	169-170	47	58
4. 信用	171-172	47	58
5. 職業訓練	173-174	47	59
V 女性の健康状態	175-193	48	60
A. 女性の健康状態に影響をあたえる基本的要因	175-181	48	60
B. 測定上の諸問題と指標	182-193	49	61
V I 社会経済的格差と流動性	194-217	52	65
A. 基本的問題と概念	194-199	52	65
B. 特に恵まれない集団に関する社会経済的格差 についての系列と指標の選択と開発	200-207	53	66
1. 農村部における社会経済集団に関する測定	200-202	53	66
2. 都市部における社会経済集団に関する測定	203-207	55	68
C. 女性の流動性と機会へのアクセスの測定	208-217	56	69
1. 流動性	208-214	56	69
2. 機会へのアクセス	215-217	57	71
注		58	72
参考文献		65	79
訳者あとがき			86

序 文

背 景

1. 本報告書は国連事務局の統計局とINSTRAWの共同プロジェクトの一環として作成された。このプロジェクトは各国、地域、国際レベルでの女性に関する統計の現在および将来の作成者と利用者のための手引きを提供することを意図している。それはまた、経済的および社会的開発のあらゆる局面での女性の状況と役割を監視し評価するため、そしてそのための計画立案、プログラム編成、管理、評価および研究のための実際的で信頼できる指標の定義、選定、詳細化および利用を扱っている。このプロジェクトの主要な目的の一つは、女性に関する統計の概念化、測定、適用範囲、収集、編成に関する現行の国際的、国内的慣行の性格や妥当性を再検討し、批判的に評価することである。したがってこの作業は、国連統計委員会と統計局が1978年に着手した、女性の役割と状況に関する統計の収集にとって適切な概念と方法を改善するという作業を継続し拡充したものである¹⁾。

2. 本報告書のはっきりした目的は二つある。第一は概念化の再検討が決定的に必要な問題領域とデータとの間のギャップを確認するために精細に吟味すること、第二は、新しい手法、現在の慣行の改善、一層の統計的研究と現地での実験を示唆することによって、女性の状況に関するデータの質と適切さを改善するための長期的目標を提案することである。

3. 本報告書は女性に関する別個の一連の社会的知識を生み出すことを主張しているのではない。論議の根底にある基本的了解事項は、データ収集に用いられる慣習的方法論では一不適切な概念化のために一女性が役割を果たす特有の行動の背景をしばしばとらえることができないであるということである。現在の概念的枠組み、利用されている指標、調査事項が質問され解釈される仕方は、女性の（再生産的役割以外の点で）社会的機能の独自の側面を常に反映しあらわしているわけではない。女性の状況に対してより敏感な方法や概念を企画するということは、各々の性に別個の方法を用いるべきであるということではなく、概念や定義や分類を拡大して、女性と男性双方の世界の特殊な状況を考慮にいれた新しい様式を十分に整え、貧しい人々を描くのを助けるということの意味するのである。

4. 現在の的方法論は幾分鈍感で、(a) 一般に貧困集団そして特に貧しい女性の特徴、(b) 経済的・社会的近代化による女性の状況の変化、を描くのに不十分である。さらに社

会統計における現在の方法は以下の点で強い性的偏りを示している。

- (a) 入手できるデータを性別に区分する事に対する関心の低さ
- (b) 以下についてかなりの過小報告と過小推計
 - (i) 女性の経済活動
 - (ii) 女性の死亡率
 - (iii) 女性世帯主

(c) 女性を妻および母としてだけみる一面的見方が投影して、出産行動に関して収集されるデータが相対的に豊富な一方で、家庭外分野での女性に関するデータがきわめて少なく不正確なことに反映されている。

5. 本報告書で女性の状況に関する統計と指標は、網羅的ではなく選択的にとりあつかわれている。主たる意図は、開発途上国の女性の特徴をその他の女性や男性と関連づけて描くこと、特に女性人口の中の恵まれない部分に焦点をあてることにある。国連の社会、人口、および関連経済統計の統合のための枠組みに関する作業で認定された社会問題分野の全般的リストの中から、ここでは下記の六つの分野を論議の対象とする²⁾。

- (a) 家族構成、家族および世帯における女性の地位
- (b) 女性、学習と教育サービス
- (c) 女性の経済活動と労働力参加
- (d) 所得と所得分布
- (e) 女性の健康状態
- (f) 社会・経済的格差と流動性

6. 最終的に、各国はその国の統計部局が女性に関する適切な統計および統計指標の開発におく優先度を決定しなければならない。国連組織は社会関連統計の開発を促進するための国際的勧告やガイドラインを用意するが、女性に関するすべての社会指標について、諸社会間の厳密な比較可能性を達成する際に問題が生ずることは避けられない。社会の経済的、社会的、文化的な構成には大きな違いがあるのだから、全ての国に適用できる一つの、完全な、唯一望ましい一連の社会指標などはない。この違いは本報告書で取りあげた問題のうちのあるものがそれぞれの国にとって適切であるか、またここでなされている概念の再定式化や測定についての提案が各国にとって適用できるか、に影響をあたえる。

社会指標の機能

7. 社会指標は社会志向統計を利用者の目的のために要約する手段と考えられている。各国は社会的および関連する経済統計の異なる分野の指標にたいして、統計と指標の各国

独自の利用パターンや、その国の社会統計の発展に応じて、高いまたは低い優先順位をつけるであろう。国連組織のなかでは、女性に関する統計の改善が二つの点から特に重要である。ひとつは、この努力が社会指標に関する国連の予備的ガイドラインに明示されている基本的社会問題をめぐる種々の社会人口統計を選択し開発するという、もっと大きな企画の一環であるということである。このガイドラインは基本的に、福祉とその基礎にある状況や福祉を左右する要因を測定し監視することに焦点をあてている。女性の状況は明らかにこれらの問題のひとつであり、女性の状況を記録することは、社会統計と福祉志向型経済統計との統合を強化するであろう。第二は、女性の状況に測定値や指標を改良する事に関するということでの問題は、副産物として、男性についての入手できる統計をもっと批判的に評価することにつながるであろう。男性に関する新しい統計は、実際に、女性の状況を男性のそれと比較する必要のある領域において、認定され、開発されるであろう。

8. 女性の状況に関する社会指標は、以下に述べる四つのレベルで利用できる。

(a) 社会、経済および関連統計の統合

9. 女性の状況に関する統計の開発とその指標の詳細化は、統合された社会、経済および関連統計の開発という、もっと一般的な過程についての重要な照会文献点とデータ収集ガイドラインを提供する。社会統計の目的は、一人口センサスによって実証されている一定期的時系列データによって維持されている全国規模の情報システムを提供することである。長期的の間隔で収集されるこのようなデータは、長期的傾向の比較ならびに総人口の広範な人口学的、社会的および経済的特徴における重大な変動の登録を可能にする。このようなデータは、長期パターンの分析、そして長期にわたる女性と男性の生活の変化の方向を判定するのに極めて重要である。しかしながら、それらは時々しか入手できず、作成するのに長期間を要し、しかも調査票の様式が限定されているので、センサスそれ自体は、監視目的や政策的行動にとってはあまり有効ではない。したがって、世帯調査や、統合された社会的、経済的および関連統計のその他の情報源もこの報告書で論じられている。

(b) 趨勢の監視

10. 社会統計は、社会的、経済的变化による女性の役割の変化を監視し、また女性に代わって立案され、実施される開発計画およびプロジェクトの影響を評価するために必要である。

11. 近代化が女性の役割に及ぼす影響を監視することについては、さらに、移住、家

族離散、都市化、家族構成の変容の結果として女性の生活に生ずる変化をもっと細かく監視する統計を開発する必要がある。

12. 開発計画をプロジェクトのレベルで評価するために、社会指標が有効であることは、いくつもの国、例えばインド、インドネシア、イラン、マレーシア、モロッコ、韓国、タイで認められている³⁾。これらの国は、プロジェクトが人口にあたる影響をより組織的に監視し、評価するために、世帯調査、行政記録、人口動態統計から指標を編成している。

(c) 社会的報告

13. 女性に関する社会指標と統計の認定と編集は、政策活動の目標としての地域や集団を認定することを目的とする社会的報告にとって特に重要である。適切な統計は、女性、高齢者、難民、移民の必要といった特別な必要を反映することができる。

(d) 女性の地位の評価

14. これまで女性の地位を評価するために努力がなされたにもかかわらず、男女の比率のギャップ、代表率および隔離指数の表現によって、両性間の関係を反映する、もっと敏感な指標を認定し編集することが引き続き必要である⁴⁾。

15. 女性の状況を評価する目的は、概念的には、社会的監視や社会的報告のそれとは区別される。女性の状況は開発志向または福祉志向的概念ではなく、むしろ平等志向的概念である。しかし、これら三つは密接に関連している。かくして女性の状況に関する指標は、機会均等により大きな力点を置いており、両性の状況の決定要因である、男女の利用可能な資源と選択肢によって、性別格差を定義している。5) 女性の状況の測定に関する全ての社会統計は、男性にたいする女性の相対的位置を示さなければならない。理想的には、この目的のためにデータを収集する際には、男女について類似の調査票の様式を用いるべきであり、同一時期と同一の地理的位置を対象とすべきであろう。

16. さらに、社会指標は社会的分析⁶⁾、開発計画⁷⁾、「女性の福利指数」⁸⁾の作成とといった目的にも利用できる。

I. 家族構成、家族、世帯における女性の位置

17. 多くの国で現在行われているセンサスや世帯調査の設計は、世帯や家族が二人の配偶者からなる核婚姻単位から構成されており、女性は家事を専業とし、男性の世帯主に経済的に依存している、母親という既婚者であるという先入観を反映しがちである。しかしながら、先進国、開発途上国の双方で世帯調査の利用が増大しているということは、世帯調査が、家族や世帯との関連で女性の立場が変化していることをより深く理解するために、どのような新しいデータを収集することが可能か、また真に必要なかを明らかにする基礎を提供していることを意味する。

18. この章では、世帯および家族との関連で、女性の置かれている立場の四つの異なる側面をとりあげる。第一節は、世帯主概念と女性世帯主世帯の認定を扱う。これらは女性の状況の分析のために特に重要である。これらの用語の現在の使い方には、多くの制約と曖昧さがあり、それらを使って満足できる統計を提供する前に、まず用語を明確にしなければならない⁹⁾。この節ではまた、世帯構成に関する統計のほうが世帯主に関する統計よりも、世帯における女性の立場、そして女性が追加的責任を負う特別な種類の世帯についての信頼できる測定値を、提供することがどの程度まで可能か、についても論じる。しかしここでもまた、分類と編成の方法を標準化し、拡大することが必要になる。第二節は、所得統計が入手できない女性世帯主世帯の福利を測定する問題にあてている。第三節は、様々なタイプの移住が女性にあたえる影響、特に移住者の残された妻の状況をとりあげ、第四節では、婚姻（またはユニオン）関係の現在の概念の制約と、女性のライフサイクル・パターンに関する統計のより一般的な問題を論ずる。

A. 世帯主と世帯構成

1. 世帯主と女性世帯主世帯

19. 個人のデータは性別の多重分類が容易であるのに対し、世帯や家族のデータは問題が多い。世帯は男女同数から成るかもしれないし、片方の性が過半数を占めるか、あるいは片方だけかもしれない。世帯や家族を個人の結合と考えるかぎり、問題はない。複数の人から成る世帯の中の一人、あるいはその一人の属性が世帯全体を代表するものとされるときに困難な問題が生ずる。

20. 統計的慣習では、「世帯主」は、もともと世帯内の家族関係を識別するとき用

いられる単なる照会人(reference person)であった。殆どの文化において、世帯の回答者および「ボス」と認められる人は通常男性であったので、男性調査員によって世帯主と記録される人が通常男性であったことは、当然のことかもしれない。世帯主が単に、照会人であるかぎり、この慣行は、多分偏りがあったであろうが、さほど重大なことではなかった。しかし、まもなく世帯全体の特徴を世帯主のそれと同一視することがあたりまえになった。かくして、例えば「農業世帯」とは、他の世帯員が商人であるかまたは職人であるかに関係なく、男性の世帯主が農夫である世帯であった。世帯内の女性は、目につかなくなりがちで、彼女たちの特徴と貢献は、大部分無視されていた¹⁰⁾。

21. 世帯主の所得が世帯全体の所得を代表するという仮説を広くとりいれている経済分析は、より一層、女性の貢献を隠す役割を果たした。同様に、世帯の全員が共通の生活水準を共有しているので、世帯内に不平等はないという、殆ど普遍的な仮説もあった。この仮説から、世帯全体あるいは男性の世帯主の利益になるものは、家族の各々および全員の利益になるという考えがでてきた。明らかに、このような分析は、男性世帯員と女性世帯員との間の利害の衝突あるいは異なる必要さえも視野に入れていなかった。

22. 実際、世帯概念をめぐる全体的な曖昧さがあるために、未解答のまま残されている非常に多くの疑問があった。少数の世帯は、夫が死亡したかまたは夫に捨てられて、成人の男性が一人もいない世帯に取り残された女性が事実上世帯主となっていることがわかってきた。しかし、男性の死亡や遺棄によりひとりになった女性とその幼い子どもたちが彼らの親戚にひきとられるために、世帯の完全な消滅がどの程度おこっているかは、殆ど知られていない。その他の疑問についても、入手できる情報は殆どなかった。合意の結婚をしてパートナーが同居していない場合、彼らは、別々の世帯を形成するのだろうか？一夫多妻制の結婚で、各々の妻とその子供たちは、彼女を世帯主とする別々の世帯を形成するのか、あるいは一人の一夫多妻主義者がいくつかの世帯の世帯主と記録されるのか？男性が現金収入を得るために移住し、家庭に送金を続けるとき、彼らは依然として本国の世帯の世帯主か？明らかに、これらの疑問にたいする答えは、女性世帯主がいると記録される世帯の比率に著しい影響をあたえるであろうが、いまのところそれらは、しばしば標準的な答えのない疑問である。また、世帯内の権威に関連した未解答の疑問もある。どのような状況のとき、若い男性が彼より年上の女性に先んじて、世帯主と記録されるのだろうか？寡婦の息子は何歳から世帯主と記録されるのだろうか？

23. 女性世帯主世帯に対する関心がかままっている。これは、このような世帯の世帯員が貧困者の最下層のなかにみられるという証拠が急速に増えているためである。また女性世帯主世帯数が増加していると一般に信じられている。これは、部分的には、拡大家族

を結ぶ絆が弱くなったことにより、女性世帯主世帯が他の世帯にあまり吸収されなくなっているためであると論じられている。

24. 女性が世帯主である全世帯と、成人の男性がいないという事実による女性世帯主世帯とを区別しないために、相当の混乱が生じている。共通の仮定は、世帯に成人男性がいない場合に、女性が世帯主と記録されるにすぎないということであるが、しかしこの結果に対する符号づけの規則がない場合、これは調査の問題である。逆に、常住 (de jure) 調査では、成人男性居住者が現在いない世帯のうち何世帯が、男性世帯主がいる世帯として報告されるかを、確定することが重要である。

25. 社会政策の目的にとって、下記の、女性世帯主世帯の三つのタイプに特別の関心がよせられている。

(a) 女性だけの1人世帯 (これらの女性の年齢と婚姻関係の補足的データは、非常に役立つ)

(b) 成人男性のいない女性と子供からなる世帯 (世帯への送金についての補足的データは非常に役立つであろう)

(c) 成人男性はいるが、就労不能、失業、アルコール中毒その他の要因により、女性が主たる生計維持者である世帯

現在 (de facto) 居住基準を用いるなら、カテゴリー (a) と (b) は、センサスまたは世帯調査のデータから、すぐに識別することができることは明らかである。

しかしながら、第三のカテゴリーは、個々人の所得または生計の主たる源泉についてさらに調べなければ、明らかにならないであろう。

26. 全国的なセンサスおよび世帯調査は、家族や世帯に関する基本的データを収集するために利用される。センサスやサーベイの実施者が用いる世帯や家族の概念には、社会における女性の役割の低下に直接つながる、固有なものは何もない。そのような低下をうながした概念は、世帯主の概念である。開発途上国で女性世帯主世帯数を決定する際大きな問題がある。適切な製表は、しばしば不可能であるし、たとえ必要なデータが入手できても、定義上の問題が、しばしば、収集された情報の価値を低下させている。

27. 1973年の国連の報告によると、1960年ラウンドセンサスにおいて、世帯主/家族の長についての性別年齢別データを収集した国は、わずか36か国であり (婚姻関係別データはもっと少ない)、それらの国では、主が明確に定義されていた (これらの国のうちアジアではわずか3か国、南アメリカで2か国、アフリカでは1か国もない) (48, 11p.)。23か

国は、回答者に、彼ら自身の基準を用いて、世帯主または家族の長の指定をまかせていた。7か国は、「主」を管理または支配する人と定義していた。6か国は、「主要な扶養者」または「主な稼ぎ手」という定義を用いた。定義の違いが収集されるデータに重大な差異をもたらした形跡は殆ど見当たらない。

28. 1980年に、アメリカのセンサス局は、世帯主についての利用可能なデータを再調査してわかったことは、25か国がなんらかのデータを提供したが、用いられている定義を説明した情報を寄せたのは、17か国にすぎないことだった。大多数の国は、依然として、一連の定義に基づく手引きなしに、回答者に世帯主を決めさせていた。

29. このようにして、一連の異なった、しかし、しばしば重複している概念をカバーする世帯主という用語を用いることから、多くの混乱が生じている。この用語は、(a) センサスの照会人、(b) 世帯の主たる意思決定者、(c) 世帯の主たる経済的扶養者、(d) 世帯を代表して、土地または協同組合の会員資格のようなある種の給付を要求する資格のある者、(e) その特徴が世帯全体の状態をもっともよく表している者、を識別するために、様々な意味に用いられてきた。これらの用法のいくつかは、あきらかに世帯に同居していない人を世帯主とみとめ、あるいは労働移民や一夫多妻者を複数の世帯の世帯主とみとめている。

30. 将来、混乱をさけるために、世帯主という用語は、どこでも実行可能な、もっと明確な用語におきかえるべきであろう。多くのセンサスの目的のためには、世帯のなかに一人の照会人を指定するだけで十分である。そこでこの照会人を、世帯に居住する最年長の成人男子とし(6か月以上不在の全ての男性を除く)、成人男子がいない場合には最年長の女性居住者とするというような、単純で曖昧さのない規則をつくることが可能である。このような規則は、明らかに男性偏重であるが、これは二つの利点をもっている。即ち、(a) 世帯主が男性であることを期待するおおかたの文化における現在の慣行を明らかにしたのと殆ど変わらない、(b) これは全ての女性照会人世帯を、成人男性が居住していない世帯として、一対一の認定をするものである。過去において、「女性世帯主世帯」という用語を「成人男性が現在いない世帯」という意味に用いるという、一般的なしかし不当な慣行から、大きな混乱が生じている。たしかに、女性世帯主を扱った多くの文学は、生計を維持するであろう夫や父親またはその他の成人男子がいない世帯で暮らす女性に焦点をあてている(11,34)。

31. 一部の文化では、世帯の照会人として男性に優先権を与える一連の規則をもつことは、現実的でないかあるいは受け入れがたいであろう。『ECE地域における1980年人口住

宅センサスのための勧告』では、照会人を以下のどれにすべきかの決定は、各国に一任している。

- (a) 世帯主、
- (b) 世帯主または共同世帯主のうちの一人、
- (c) 住戸を所有または賃借する人（または人たちのなかの一人）、
- (d) 家族関係の決定を容易にするために選ばれた成人、
- (e) その他の基準に基づいて選ばれた人¹¹⁾。

32. このような勧告は、平等主義者の結婚やユニオンでは、「主」はいないし、多くの夫婦は財産を共有しているという事実から生ずる問題を解決するために、なんの役にも立たないであろう。照会人を設定する唯一の理由が、家族関係を確定することであるなら、だれが指定されても大した問題ではない。しかしながら、単純に、世帯の最年長者を照会人とする、標準的なパターンを設定することは便利であろう。

2. 女性世帯主世帯の発生の測定

33. 社会統計、監視および政策介入の視角から、世帯主を性別およびタイプ別に区分することが決定的に重要な主な理由は三つある。それらは、(a) 異なる時点の社会を特徴づける居住設備や世帯/家族形態の多様性を評価し記録すること、(b) 女性の経済的役割と責任の変化を監視し、評価すること、(c) 女性世帯主世帯が不釣り合いなほど貧困者のなかの最下層であるという証拠が増大しているならば、政策介入のために、これらの世帯の経済的困窮を確認すること、である(11, 34)。

34. これらの状況の各々について、異なる測定が必要である。あるタイプの測定が世帯構成による女性世帯主と関係があり、別のタイプの測定が女性の経済責任に関係があるならば、この二つのタイプの女性世帯主世帯の重複は経験的調査にゆだねられている。

(a) **世帯構成別女性世帯主** この測定は、成人男性がいないという特徴をもつ全ての世帯を対象としなければならない、その世帯で女性は、主要な、あるいは唯一の生計維持者であるか否かには関係なく、世帯の管理に第一義的な責任を持つ成人世帯員としての役割を果たしている。このカテゴリーは、世帯構成の側面から得られ、以下のような三つのタイプが区別される。

(i) 未婚の母の場合のように、最初から男性または父親の姿が存在しないままつくられた世帯

(ii) 最初は成人男性がいたが、死亡、離婚、別居等の理由により後に不在となっている世帯

(iii) 移民の場合のように、成人男性が（一時的に）不在の世帯

(b) **女性の経済的責任** この測定は、女性が彼女自身および他の世帯員の主要な、あるいは唯一の生計維持者としての役割を果たしている全ての世帯を対象とすべきである。このカテゴリーは、その大部分が男性不在の世帯集団から生まれる。それにもかかわらず、成人男性がいてもその経済活動が不十分で、家族に対して完全なまたは主要な経済的責任を果たすことができない世帯についても、この特殊な状態が存在すると考えられる。

35. 家族または世帯に対して主要なまたは完全な経済的責任を負う女性を識別するために、特別な、綿密な調査が必要であろう。使用できる質問事項についてのいくつかの提案は下記の通りである。

(a) この世帯で以下のことに対して、だれが家族に責任を負うか？

(i) 金銭的支援の提供

(ii) 家族の重大な問題について決定を下すこと

(b) あなたは「世帯主」という用語をどのように定義しているか？

(c) あなたは自分を世帯主であるとおもうか？イエスなら何故か、ノーなら何故か？

(d) あなたはこれまで自分を世帯主であるとおもったことがあったか？ イエスなら何故か？

(e) 以前結婚したことがある場合、あなたはその時の生活のなかで自分を世帯主であるとおもったことがあったか？ イエスならその期間と理由を明記しなさい。

(f) 以前結婚していたとき、あなたはあなたの家族の主たる生計維持者であったことがあるか？イエスならいつか？何故か？

36. これらの線にそって、女性世帯主世帯の発生と女性の経済的責任を概念化し、測定することには、明確な利点がある。このようなアプローチによって、女性世帯主は、回答を実際に分析し、製表することから得た測定値に基づいて認定されることになる。論争の的となった「だれが世帯主か？」という質問が除かれ、調査員側または回答者側に生じうる偏りを、最小限におさえることができる。

3. 世帯構成

37. 世帯を、それ自体ひとつの実体と考えるという方法は、世帯主以外の世帯員の役割を「忘れる」という運用上の効果がある。特に、このアプローチは、女性世帯員についての情報を隠蔽する傾向がある。何故なら、世帯主（通常男性と認定される）は、個々の世帯員の社会的・人口学的特徴についての情報が得られる回答者と定義されるばかりでなく、

照会人とも定義される傾向があるからである。世帯を記述するとき、この一個人の特徴は、実際には別々の特徴をもつ異なる人々そのなかには女性もいる一から構成される一つの合成体を代表するものとみなされる¹²⁾。

38. 全ての成人世帯員の特徴を、彼らが生活する世帯との関係のなかで、考慮し、吟味するために、新しい質問方法を開発する必要がある。したがって、下記のことが重要である。

- (a) 世帯の全ての女性のついて適切な情報を得ること
- (b) 家事や家計との関連で、女性の変化している役割を記述すること

39. 世帯主の特徴が世帯全体を代表しなくなった場合、世帯全体の構成の標準分類をつくるのが有益であろう。その一例は下記の通りである。

- (a) 独身女性（一人世帯）
- (b) 独身男性（一人世帯）
- (c) 子供のいる既婚またはユニオンカップル
- (d) 子供のいない既婚またはユニオンカップル
- (e) 子供のいる独身の母親
- (f) 子供のいる独身の父親
- (g) 兄弟姉妹世帯
- (h) 子供のいない二世帯世帯
- (i) 三世帯世帯
- (j) 二組以上の既婚カップルのいるその他の世帯
- (k) 非親族世帯

年齢、婚姻関係および、家系や労働力状態のようなその他の家族関係に関する情報を追加して、この分類に組み込むことは明らかに有益であろうが、これは分類を非常に複雑にするだろう。世帯分類体系を確立する最善の方法の一つは、一組の標本データを取り、それを用いてその社会のおよそ90%の世帯を分類する基本的カテゴリーを定義することである。残りの比較的珍しいタイプの世帯は、「その他」のカテゴリーに入れることができる。

40. 世帯の照会人を決定する手順が確立されると、積み木式手法を用いて、世帯のなかの関係のあるその他の人物を識別することができる。主たる生計維持者（送金をしている者については別のカテゴリーをもうける）や主たる意思決定者（適当とおもわれる場合、在宅の意思決定者と不在であるが拒否権を保有する意思決定者を区別する）を識別するために、特別な質問をすることができる。

41. 殆どの場合、世帯員の各々について経済的データを収集すべきである。世帯主が唯一の生計維持者であると仮定するのは、適切ではなく、全ての成人世帯員が、世帯の経済的副利に対する潜在的貢献者であると考えべきである。開発途上国では、子供の経済活動についての質問をすることもしばしば必要になるであろう。西欧諸国では、共稼ぎ世帯の概念が標準的になってきている。開発途上国では、世帯内の個々人が得た所得の明確な分布図をつくと有益であろう。このような情報は、世帯員を性別年齢別に単純に切り捨てることによらずに、扶養負担を現実的に再評価することを可能にするであろう。所得および収入に関する統計は、以下の第IV章で詳しく論じる。世帯主と世帯の経済構成をよりよく測定することは、世帯における女性の経済的、生産的貢献ならびに世帯内の所得の管理と配分をふくむ、女性の経済的地位のより望ましい測定と分析にも役立つであろう。

B. 女性世帯主世帯の福利の測定

42. 女性世帯主世帯は、同質的集団ではない。、人口学的特徴ならびに生活状態や所得の水準について、その様々に変わりうる多様性の程度を反映するように、測定を工夫しなければならない。女性世帯主世帯の所得水準の推定については、本報告書の第IV章でその測定が考察されている。ここでは、その他の福利指標の認定に焦点を絞って論ずる。そのような情報を提供するであろう世帯の状況とは、以下の事項が含まれる。

- (a) 世帯主が生計を維持する能力または無能力
- (b) 扶養負担の有無
- (c) 世帯自身の構成内の人的資源を生かす世帯の能力または無能力

43. このような測定は、世帯の人口学的特徴ならびに世帯主の年齢と婚姻関係についての利用可能なデータから行うことができる。これらの測定値は、世帯の福利や経済的地位と密接に関連している¹³⁾。このような測定値のいくつかを以下に述べる。

1. 代理指標としての世帯規模

44. 世帯規模の重要性とは、世帯に居住する成人世帯員の人数が世帯の潜在的所得一収入を決定し、世帯員総数がその世帯に提供されるべき経済的必要全般を決定するということである。世帯規模の指標は、1人世帯、大勢の扶養家族のいる世帯、若い女性と幼い子供がいる世帯等を認定し、比較することを可能にする¹⁴⁾。

2. 世帯構成

45. 世帯構成は、世帯の経済的福利に関する情報を管理するかあるいは代用するものとして利用されてきた。世帯の性別および年齢別構成に関するデータは、世帯の収入能力に基づいて世帯を特徴づけることができる¹⁶⁾。複数の稼ぎ手あるいは2人以上の働き盛りの男性がいる生活単位は、人的資源や収入能力において、孫と同居する老齢の寡婦や若い独身の母親が世帯主となっている世帯とは対照的である。

3. 世帯主の年齢と婚姻関係

46. 女性の年齢は、彼女が到達したライフサイクル段階を示しており、それは世帯の規模、世帯構成および扶養負担における違いに反映されている。女性の年齢はまた、所得一収入を得る可能性、生産的資源の近づく機会および世帯の外部収入源から送金を受け取る見込みをあらわしている¹⁶⁾。女性の年齢はさらに彼女が再婚し、出産する見込みをも示している。

47. 女性世帯主の婚姻関係は、その世帯の経済的地位、特に所有権の形態と親族の援助に反映されているということは明白である。農村の寡婦は、例外があるにせよ、離婚および別居している女性よりも有利な状態にある（土地の利用や親族の援助という点で）と気づくことがたびたびある¹⁷⁾。未婚の母および見捨てられた女性は、世帯主のなかで最も不利な人たちであることが明らかである（6）。

C. 移住と世帯

48. 本国の家族に愛着をもっている個々の家族構成員別に、国内および国際的移住についての信頼できる指標を開発することは、概念上および実際上の問題によって制約をうけている。その結果、彼（場合によっては彼女）が家を離れて遠方で働いたり、結婚している場合、残された配偶者および／または家族の状況については、殆どわからない。

49. 理想をいえば、調査データは、夫が同じ世帯に居住している女性と、結婚生活が不調で夫と別居している女性と、夫が別の場所で働いているために不在である女性とを区別すべきである。労働移住が普通に行われている場合、婚姻関係の項目のもとに「労働移民の妻」という追加的カテゴリーを含めることは価値があるだろう。殆どの場合、このような妻は「現在の」（de facto）世帯主と記録されるであろう。調査現場で面接調査を受けられず、国境をこえて生活しているかもしれない男性を世帯主にすることは、殆どの実

際目的にとって、納得のいかないことである。しかしながら、主要な関心が世帯の経済的構造であるなら、一家の生計維持者が不在であると記録することは、確かに理にかなっている（例えば77参照）。婚姻（ユニオン）関係の分類は以下のD節で、詳しく論ずる。

50. 関心の的が世帯の意思決定にあるとすれば、移住についての綿密な質問をする必要があるだろう。文化や関係する個々人の性格によって、男性の移住が行われる世帯における意思決定は、その妻、彼女の義兄または義父あるいはその他の親族に任されるかもしれない。もし女性とその子供が、彼女の義父が世帯主である世帯に移るなら、夫婦世帯は、拡大家族世帯に吸収されるであろう。

51. まれな例外はあるが、だれを世帯主にするかを定義するのは、センサスまたはサーベイの企画者であり、この定義をあたえられた状況のもとで適用するのは、調査員または面接調査員であって、世帯自身の決定に任されているのではないということはすでに提案されていることである。かくして、移民となっている夫は、一貫して、一定期間以上不在の男性に分類すべきであり、事実上の世帯主という認識から外すべきである。移住に関して収集すべきこのほかのデータは、現地の状況やデータの必要に依るであろう。しかしながら、全ての経済研究は、送金の流れに関する情報を収集するように努力すべきである。町で働く单身女性が農村にいる両親や親族に送金しているかもしれないことも忘れてはならない。またもっとよい就業機会をもとめて、町で不完全就業または失業している配偶者を援助するために農村にのこっている妻もけっしてめずらしくない。非常に貧しい地域では、食べさせなければならぬ被扶養者のなかで働ける男性が単になくなるだけでも、その家族が経済的に生き延びるために役立つであろう。

52. 男性の労働移住が後に残された女性や家族に与える影響を研究するために、理想としては、移住者が出発する前の経済状態の情報と、不在者のいない比較可能な家族のデータを入手すべきであろう。最も望ましいのは、このようなデータが、拡大親族集団内の相互援助、女性の労働負担と意思決定の責任、土地の利用、現金および現物での所得の流れを対象とすべきことである。移住によって崩壊した世帯と無傷の世帯との間に認められる違いに、原因となる重大性があることに、注意を払う必要がある。移住者の妻は、以前より自由に使える時間があるか、あるいは女性の役割について伝統的な考え方にあまりとらわれないために、貧困の重圧から賃労働を探すかもしれない。

53. かくして、移住が行われた世帯を認定することのほかに、これらの世帯に住む女性から、さらに(a)移住の性質、(b)移住が女性の生活に与える影響、(c)移住者により維持される、世帯との経済的関係、に関する情報を得る必要がある。これらの各々につ

いては、以下で論ずることとする。

1. 労働移住の性質

54. 労働移住の性質は、移住による転居にともなう期間と周期によって表示される。この時間的要素は、世帯の設備や資産を取り繕うことに影響をあたえ、後に残されたり、自ら移住する女性の期待や態度を形成し、女性が負う経済的および意思決定の役割を左右するであろう。

55. これに関連して、下記の移住のタイプが重要である。

- (a) 短期の季節的移住、
- (b) 短期の非季節的移住、
- (c) 周期的な短期の非季節的移住、
- (d) 周期的な長期の移住、
- (e) 永久的長期移住。

2. 男性移住の影響

56. 労働移住の比率が高いことで注目される地域での、小規模な地域社会研究は、女性の境遇に直接影響を与える男性の移住による転出の結果のいくつかを確認している。研究が不十分であれば、報告されたことが、どれほど代表性があるかわからないので、男性の移住が女性に与える影響を、大規模な人口標本にもとづいて、いくらか詳しく組織的に調査することが重要である。

57. 最近の研究によると、後に残された妻の状況は、下記の方向にそって進展していることがわかった。

- (a) 世帯の親族集団による伝統的な支援体制の衰退
- (b) 女性に課せられる労働負担、意思決定および農場管理のための責任の増大
- (c) 農村の世帯を維持するには送金が不十分であり、その結果女性が賃労働のような収入源を探す必要があること

58. 上記の状況のいずれが、実際に移住の結果であるかどうかを確定するには、男性が移住する前の状況を評価する必要がある。一般的に、農村における親類縁者の支援の提供は、かれらが女性にたいして、収穫労働、資金援助、農機具（鋤、トラクタ等）の貸与、土地等の使用権の権利に関して提供する援助にもとづいて測定することができる。女性に

課せられる労働負担および意思決定の責任の測定には、男性が移住する前に非家庭的領域で女性の責任であった仕事や決定を詳しく明記する必要がある。そして、それらを、男性移住者が世帯からいなくなったときに女性に課せられる仕事や決定と比較することができる。

3. 移住者と家庭経済の関係

59. 労働移住によって特徴づけられる世帯の経済的福利を決定し、比較するためにそれら世帯の経済的地位の変動を測定することは重要である。世帯の所得水準は、第一次所得、財産所得、移住者からの移転支払いおよび、世帯の外部（他の世帯、地域社会等）の財源からの現金または現物での寄付金からの移転支払いのフローにもとづいて推計することができる。移住者とその世帯との間で維持されている経済的関係を確定することは特に重要である。これは、送金からの所得の流入の安定性によって測定することができる。女性の所得状況に関する測定と指標は、以下の第IV章で詳しく論じられている。送金の指標と、農村における女性世帯主の所得を左右する要因としての生産的資源への女性のアクセスとに、特別の注意が払われている。

D. 婚姻／同居関係とライフサイクル・パターン

1. 結婚の諸形態

60. 殆どのデータ収集方式では、合意に基づく同居や一夫多妻のような結婚の諸形態に十分な注意が払われていない。18) このような慣行が一般化している地域では、現地の現実を適切に反映する拡大した婚姻関係のカテゴリーについて規定することが重要である。合意に基づく同居の場合、「法律上の正式な結婚」と「合意に基づく同居生活」を区別しなければならない。「独身」というカテゴリーは、結婚したことがないか、あるいは同居生活を送ったことがない女性のためにとっておかななければならない。以前同居していた女性は、「別居」に分類すべきである。この分類は、多くのラテンアメリカおよびカリブ海諸国の研究からのデータを特徴づける多数の「独身の母親」を回避することになる。

61. 合意に基づく同居と法律上の正式な結婚を区別することには、何ら道徳的な意味合いはない。合意に基づく生活の手はずの社会的経済的結果は、合法的同居のそれとは、構造的に異なり、特に婚姻の解消の場合にそうであるので、この区別が必要である。再婚率に関するデータは、それが入手できる場所では、死亡、離婚または遺棄による婚姻の解消にしたがう男女がとりうる選択肢についての貴重な指標を提供する。

62. 一夫多妻が一般的な社会では、一夫一婦婚の配偶者と一夫多妻婚の配偶者を区別し、妻のランクを記録することが重要である。年上の妻の地位は、年下の妻の地位と構造的に非常に異なっているからである。一夫多妻婚を含む世帯の経済調査では、夫、妻および子供を含む資金の流れを調べるために特別に尽力することが必要である。

2. 再婚

63. 女性（および男性）の再婚率は、以前の婚姻関係別年齢別に記録すべきである。このような情報は、男性と比較して女性が新しい家庭を築くために利用できる機会ならば以前の婚姻関係と年齢が、この選択をする女性の能力に及ぼす影響の程度をしめすであろう。

3. 婚姻／同居関係と女性の経済状況との関係

64. いま結婚していない女性は、普通、貧困の非常な危険に直面している。世帯構成、女性の婚姻関係および経済的地位との関連を明らかにする多重集計を行わなければならない。もっと具体的にいうと、婚姻関係別に多重分類された、女性の労働、所得、補助的な収入者または代替所得源の存在に関するデータが必要である。子供たちの経済的福利に対する責任をひとりで負っている女性の状況を検討するさいには、特別に注意しなければならない。

65. これらの問題のいくつかを対象とする特殊な測定は以下を含む。

(a) 女性の労働、結婚に関連した女性の移住、世帯内の成人の両親の存在（男性および女性の家系を区別する）、所得および補足的収入者および／代替所得源の存在に関するデータと多重分類された婚姻関係

(b) 合意に基づく同居をしている女性について、世帯の主たる稼ぎ手と入手できる代替収入別の分類

(c) 現在、離婚しているか、寡婦であるか、別居しているか、独身の母親である女性について、子供の数および年齢別、世帯の主たる稼ぎ手および入手できる代替所得源婚姻関係の多重分類

(d) 女性の年齢別、子供の数別、都市／農村別の、合意に基づく同居の解消率

4. ライフサイクル・パターン

66. 婚姻関係の変更の結果として生ずる諸変化は、家族形成および世帯確立に内在す

るダイナミックな本質の一例にすぎない。女性の行動パターンは、彼女たちのライフサイクル段階についての補足的情報によって非常に解釈しやすくなることが多い。この関連で、最年長の子供の年齢は、非常に重要な参考点であることが多い。女性のライフサイクル段階と彼女達の経済活動との関連についてのデータは、出産にともなう圧力と束縛を理解するために不可欠である。婚姻関係に関するデータも重要であるが、母性に関するデータはそれ以上に重要かもしれない。

67. ライフサイクル・パターンに関する測定いくつかの追加例は以下のものがある。

(a) 女性の生涯における母性の相対的重要性と、家庭の外部で実際に女性に開かれている選択肢と残された選択とを理解するための、出産後女性が利用できる平均年数。これは、女性の全生涯（平均余命によって測定される）との関連で、出産サイクルを検討することによって（初産と最終出産との間の予想間隔によって測定される）決定することができる。

(b) 女性のライフサイクルの異なる段階での、出産が所得と支出にあたえる影響。

Ⅱ. 女性、学習と教育行政

68. 女性教育の勢いは、基本的な知識や技能の習得を超えており、女性の教育は、彼女達の社会的、経済的地位を象徴する意味あいをもっている。教育は、女性に彼女たちが生きたいと思う手段を選ぶ基礎を与え、高い地位（必ずしも意思決定の権限または機会ではないが）を与え、政治的、経済的体制に接近する機会を得ることによって、自助努力する女性を助け、自分の経済力を認識すること—しかし必ずしも発揮しない—を女性に教える。

69. 女性が教育の機会を利用できる範囲は、女性が結婚をして母親になること以外の選択をすることに対する社会の姿勢を反映している。女性に提供された教育の機会に応ずる範囲は、女性が自分自身をどのように考え、自分達の平均余命や野心をどう考えているかを反映している。

70. 上記の全てが、一連の指標で捉えられるわけではない。本章では、当然ながら、焦点はしばられ、検討される概念および測定は、三つの基本的前提に基づいている。これらの前提とは、(a) 女子にたいする限定された教育および訓練が、男女間の不平等を永続させており、成人教育は、正規の学校教育の欠陥を部分的に補っているにすぎない、(b) 成人に対する教育訓練、特に職業志向的教育訓練を継続することは、急速に社会経済が変動するなかで、就業を確保し、維持し、改善するために不可欠である、(c) 工業および農業の職業訓練計画における女性に対する特定の偏りや差別は、克服し難い制度上の障害を生み出している。

71. 人口センサスは、教育到達度と出席に関するベンチマークデータの必要不可欠な源泉である。しかしながら、センサスは、上で述べた諸点に関連して、開発計画者、人的資源の専門家および教育家が問題を確認し、進行を監視するために極めて重要な詳細な統計を提供していない。したがって、行政データと世帯調査データを調整したものに基づく教育訓練統計統合計画によってセンサスを補足することが、決定的に必要である。世帯調査データは、特に教育計画および政策の影響を全国レベルおよび準全国レベルで監視し、評価するために必要である。

A. データの問題

72. 教育状況に関して現在利用できる指標について深刻な問題がある。それらは以下

のように要約できる。

(a) 各種教育活動の現在の利用可能性とそれへの参加を測定するために利用できる統計は、学校在籍者数に限られている。出席データは、通常、センサスデータだけから編成される。これらをもっと頻繁に世帯調査から編成するための機会を利用することはまれである。多くの国では、学校の記録もまた、選ばれた社会的・経済的・属性別にクロス分類された出席データの適切な源泉であるが、これらのデータも殆ど加工されていない。

(b) 教育的成果を「留年」と「終了」によって測定する情報は、現在、殆ど組織的に編成されていない。

(c) データ収集は、正規の教育制度に集中しており、恵まれないグループにとってとくに重要な教育訓練活動について、あまり考慮されていない。正規の教育制度外で行われる学外および成人教育と、職業訓練計画に関する統計には低い優先順位が与えられている。

(d) 学校教育、就業（実際および潜在的）、職業移動および所得の間のリンケージを測定し、評価するための概念と統計は、広く利用されていない（39）。

7.3. 教育資源の利用可能性と（男性との関連での）職業上の機会均等を、四つの異なる切り口で、概念化できるであろう。そしてそれらについて、以下のような適切な測定を認定することができる¹⁹⁾。

(a) 特定の教育水準の学校に在籍または出席している有資格年齢コーホートの割合に基づいた、アクセス、

(b) 異なる教育水準または学校教育年数を終了した人口の割合に基づいた、到達度、

(c) 一つの教育周期が全部終わるまで学校にとどまり、次の段階に進級する、最初の入学者数の割合に基づく残存率と移動率を用いた、継続性。この測定は、レベル内の留年と、より高いレベルへの進級をふくむ。

(d) 教育上の選択権の平等な利用可能性、すなわち同一の教育カリキュラム、基準、プログラム選択権および教育の質を男女とも同じように利用できる範囲。

7.4. これらと同じ方向にそって、利用できる教育計画の質、妥当性および実用的価値についても質問されているが、この問題については、ここで直接扱わない。女性の生活における教育の実用的価値については、以下の論議でそれとなくふれており、女性の教育と仕事との間のリンケージを測定すべきであると勧告している。

7.5. 現在、国内レベルの教育統計は、センサス、世帯調査、主として教育制度の行政記録から編成されている。ユネスコは、国際レベルで、行政記録から年ベースの統計を編成しており、またセンサスからの統計を数年おきに編成している。ユネスコは、サーベイから統計を組織的に編成したり、刊行したりすることはないが、他の統計編成活動にこれ

をとりいれている。

76. アクセスおよび到達度の問題に関しては、一般に、下記の事項について統計を入手することができる。

(a) 15才以上の人口の識字水準、

(b) 絶対数および比率で表される、初等、中等および高等教育水準の在籍者²⁰⁾、

(c) 学校出席者、この統計は全国人口センサスで収集されたデータから時々公表されている。

(d) 25才以上の人口（一部の国では10才以上）の教育到達度水準。

77. 平等な選択権の問題については、中等教育の在籍者に対する教育のタイプ（一般、職業および教員訓練）および高等教育のそれらにたいする研究分野に基づいて、間接的に測定することができる。

78. これら全ての基礎系列について、データは性別に分けて提供される。したがって、上記の情報に基づいて、教育課程における性別隔離(sex segregation)指数、女性代表(female representation)指数、性別相違(sex dissimilarities)指数を作成することができる。

B. 正規の教育制度における女性の教育成果の測定

1. 学校在籍者と出席者

79. 教育へのアクセスは、絶対数および在籍率で表された性別在籍データによって、定期的および頻繁に測定することができる。この比率は、有資格出生コーホートの在籍者性別格差を指数化するために利用できる。これらのデータは、各国教育機関によって年ベースで利用できるように作成されており、ユネスコ『統計年鑑』に毎年公表されている。在籍者統計は重要な指標であるが、学校出席者のデータが不十分なために、アクセスを部分的にしか反映しない。在籍者数と出席者数は、性、社会経済集団および居住地によって異なるとおもわれる。しかしながら、このような予想を実証する経験的証拠が欠けている。行政データの社会経済および地理的分类は、どうみても制約があり、センサスやサーベリの情報源との調整がなされておらず、このような不一致を監視し、分析することを非常に困難にしている。

80. 従って、学校出席者データの利用可能性は重大な問題である。出席者に関する人

口センサスに基づく情報は、各国の人口センサスに引き続いて国内に人口センサス担当部局に配布された特別な調査票から、国連統計局により国際レベルで編成されている。これらのデータは、国連『人口統計年鑑』の特定号のみに公表されており、それらを在籍者データと比較する事は難しい。何故なら、期間の差や学校で記録される在籍者と世帯で記録される出席者との間の差といった、様々な概念上および方法論上の不一致があるからである²¹⁾。国内レベルでこれらのデータの実際的な利用についての組織的な情報は、殆ど入手できない。

81. 各国は、もっと頻繁に、そして定期的に男女別学校出席者に関するデータの収集活動に高い優先順位を与えるべきである。そしてこのデータは、年ベースで収集される在籍者データと突き合わせる事ができる。具体的にいうと、出席者に関する統計は、6才から24才までの人口の性別年齢別および農村/都市別出席率を計算するために必要である²²⁾。国の計画立案者は、教育上のギャップと進行状況を監視するために、このような統計が必要である。性および年齢階級別出席率は、さらに在学レベル別（初等、中等、高等）に細分し、できれば、各才別に区分すべきである。

2. 教育到達度

82. 教育到達度は、「教育を受けた自国または他国の教育制度において、個人が修了した最高学年または最高レベル」と定義されている（68, 11頁）。この到達度を測定する場合、教育を打ち切る段階は、修了または到達した最高学年、修了または到達した学校教育年数、修了または到達した学校のタイプ、取得した修了証書または学位のタイプなどをいろいろと参考にすることができる（68, 32頁）。ユネスコは、下記の六つの標準的な教育レベルに従って、できるかぎり多くの観察について、データの製表をおこなっている（68, 32頁）

- (a) 不就学（全く学校に行かないか、行っても1年未満）
- (b) 初等教育中退（初等教育を最低1年修了しているが、全学年を修了していない）
- (c) 初等教育修了（初等教育を修了したが続いて中等教育レベルに進学しない）
- (d) 中等教育、第一サイクル（中等教育レベルに進学した者、中等教育第一段階の修了者を含む）
- (e) 中等教育、第二サイクル（中等教育第二段階に進学した者、第二段階を修了しなかった者あるいは修了したが中等教育後の学科に進まなかった者を含む）
- (f) 高等教育（高等教育レベルに進学した者、中等教育後の学科の全課程を修了した者を含む）

83. この分類は単純化して、もっと全面的に人的資源計画の必要に適應させるべきである。基本的に、学校外の25才以上の人口について、下記の情報を確認することは興味のあることである。

(a) 教育レベルについては、各レベルを修了したのはどのくらいの割合か、すなわち何人の成人女性が、初等、中等、高等教育を修了したか？ 現行の分類には、種々の教育レベルに入学する女性と修了した女性が一緒に含まれている。

(b) 学校教育の年数については、修了したレベルまたはサイクルとは関係なく、成人女性は学校教育に何年間ふれていたか？ 各サイクルに含まれる年数は国によって異なるために、第一サイクル、第二サイクル等の指定は、実際の学校教育年数を反映させるという意味ではあまり役に立たない。

84. 従って、具体的にいうと、(a) 最近の修了を測定し、(b) 教育制度の効果を分析するために、国内の男女両人口について教育到達度に関する統計を開発すべきことが提案されている。学校外人口に関する現行系列は、正規の教育制度を離れた者が修了したレベルと年数にかんするものである。これらの統計には、以下の事項も含めるべきである。

(a) 男性と女性の広範な教育レベル別の修了率、すなわち初等、中等、高等教育を修了した男性および女性人口の割合、

(b) 到達した特定のレベルとは関係なく、修了した学校教育年数。この測定は、初等レベル、中等レベル等を構成するものは何かに関して、社会間の厳密な比較を行う際の困難を除去する。

85. 修了データは、両性間の教育的発展における垂直的および水平的平等または不平等のよい尺度である。このようなデータは、少年の教育にたいしてより高い優先順位をおき、少女および若い女性にたいして家事および育児についてよりおおきな責任を割り当てることに起因する摩滅という性別格差にたいして、より敏感である(41)。

3. 継続

86. 修了した教育のレベルは、当然、教育制度内にとどまり、さらに上の教育レベルに進学する者の能力と結びついている。ここでの主要な問題は、教育制度にとどまる現在の就学年齢人口の能力である。学校に通学する者と、正規の教育制度からはずれた者を含む6才から24才までの人口について、三つの重要な教育継続の測定は、以下のことを注目すべきである。

(a) 修了者数と修了率、すなわち、毎年所定のレベルを修了する人数とその人数の在籍者にたいする割合、

(b) 留年率、これは、教育サイクルのどの段階で留年問題がもっとも少ないか、あるいは反対にどの段階で中途退学がもっとも起きやすいかを示す、

(c) 進学率、これは、教育サイクルのどの段階で新しいレベルへの進学、すなわち初等から中等へ、中等から高等へ、そして可能な場合には中途進学が最も多いかまたは最も少ないかを示す²³⁾。

4. 教育機会の平等

87. 教育機会と教育計画の選択に関連する教育制度における両性間の不平等は、多くの人の関心事となっている。教育計画、教育機会、教育水準について女性が男性と平等な機会をもつ程度は、以下の事項について測定することができる。

(a) 共学校にたいする単性校の数および各種教育施設における女性の在籍数によって示される教育課程における性別隔離の発生、

(b) 単性校と共学校のカリキュラム開発に反映される、性差別的な教育の専門化と性的偏りの普及。

88. 女子校は、以下の事項について、男子校および共学校と比較することができる。

(a) 教育課程の提供、

(b) カリキュラムの違い、

(c) 入学、成績、卒業のための教育上の要件と基準の違い、

(d) 専門分野の履修可能性、

(e) 生徒または学生の明確なまたは暗黙の能力別学級編成、

(f) 男子校と比較した場合の、女子校の利用可能性（すなわち、私立または公立の女子校は、男子校と同じ割合か？）。

89. 共学校集団内での性による差異の広まり具合は、下記の事項に関する統計を開発することによって、測定することができる。

(a) 女子と男子の入学要件の差異、

(b) 分野別在籍者数の分布における性による差異、

(c) カリキュラム、基準、プログラム選択における性に基づく偏り、

(d) 明確なまたは暗黙の性に基づく専門化と能力別学級編成、

(e) 教材に見られる女性と少女についての、好ましくないまたは好ましい描写²⁴⁾。

C. 正規の教育制度の外部での教育と訓練における女性の教育成果の測定

90. 教育統計は、正規の教育部門の外部での訓練により多く依存するという開発途上社会で現れてきた新しい傾向を敏感に反映していない²⁵⁾。この傾向は、(a) 正規の教育制度の外部にいる学齢人口および成人人口に対する基礎教育計画の拡大、と(b) 教育に恵まれない成人に市場性のある技能を身につけさせることをめざした職業訓練計画の普及、という結果になっている。これらの重要な発展は、現在おこなわれている教育成果の測定において、何ら考慮されていない。

91. 特に成人女性、なかでもとりわけ正規の教育制度からはずれた女性にとって、職業訓練は重要な突破口を意味するであろう。従って、下記の目的をもった説明機関を設けることが必要不可欠である。

(a) 特に年齢、居住地、婚姻関係等を理由に参加を制約することに焦点をあてた、女性の職業訓練計画への「潜在的」アクセスに関する情報を提供すること

(b) 基礎教育計画および職業技能訓練センターへの実際の女性の参加を説明すること、

(c) 市場性のある技能および家庭関連分野外で収入を得る能力をのばす可能性を提供する訓練計画に、男性と同等にアクセスする範囲を評価すること。

1. 識字と関連基本教育計画

92. 正規の学校制度外の識字およびその他類似の基本教育計画への女性のアクセスと参加に関しては、下記について情報を編成する必要がある。

(a) 現在の在籍者と出席者、

(b) これまでの教育到達度、

(c) 修了、

(d) 期間、

(e) 単性校または共学校、

(f) 教育内容

(i) 簡単な識字

(ii) 実用的識字

(iii) 宗教教育

(iv) 算数

(v) 家政学における技能訓練

(vi) 近代的経済部門活動で就業し所得を得るための技能訓練。

2. 成人教育と訓練

93. 就業を改善する学校外および成人の教育と訓練が重要であるため、このような教育計画への女性のアクセスおよび教育成果の指標を開発すべきであり、それらは具体的に下記の事項からなる。

- (a) 現在の在籍者と出席者、
- (b) これまでの教育到達度
- (c) 修了
- (d) 期間
- (e) 暗黙のまたは明確な受講資格要件（年齢、婚姻関係、学歴等）
- (f) 教育計画の水準
- (g) 教育内容
 - (i) 家政学における技能訓練
 - (ii) 伝統的部門で所得を得る活動のための技能訓練
 - (iii) 近代的部門で所得を得る活動と就業のための技能訓練
- (h) 下記を通して性による区別の強調
 - (i) 単性または共学の教育計画
 - (ii) 性に基ついた典型的訓練に与えられる排他性または強調

94. 学習分野別成人教育訓練計画における女性の統計は、男女間の平等化傾向を敏感に反映した測定値を提供することができる。女性にたいする訓練は、伝統的に、女性に低い地位の仕事および低収入能力を与える特定の分野に限定されていた。それらは、裁縫、手芸等の家庭的技術である。女性には、機械関係の職業や技能を扱う能力がないとか、関心がないという固定観念にもとづく信仰があるために、男性にたいしては、この制度は、産業または技術分野での市場性のある技能を与えている（19.43）。

D. 女性の教育と仕事との関係の測定

95. 在籍者と出席者に関する統計は、教育の提供と教育へのアクセスとの関係についての情報を提供する。しかしながら、教育到達度と女性の生活選択との実際の関連については、殆ど知られていない。例えば、女性の教育と訓練は、どのようにして実際的にも潜在的にも彼女の就業可能性を高めるのだろうか？²⁶⁾ これは、全てのデータ収集慣行のための体系化された調査票を採用しようとする前に、実験的に調査すべき完全に新しい領域である。

96. 女性は、労働市場で競争するために必要な技能を身につけていないのだから、女性の（男性と比較して）教育の欠如は、就職過程で不利に働くと考えられている。その上、女性は男性と同じような教育的特性をもっている、おなじ職業や仕事につくことを拒否される場合のように、労働市場に参入した後も差別を経験するであろう。これらの傾向をよく調べる必要がある。

97. 女性の教育または訓練と仕事とのリンケージを測定し、教育と仕事とのリンケージが女性と男性とは異なって現れる範囲を評価しようとするいかなる試みにおいても、四つの調査領域が必要不可欠である。これらの領域は以下の通りである。

(a) 女性の教育上の資格と彼女がついている（または最後についていた）実際の仕事との間の経験的適合ならびにこれを男性の経験と比較した場合どうか。この関係は、教育特定就業統計を提供し、労働市場における差別的傾向を測定する。

(b) 男性と比較しての、女性の現在の教育および訓練の経験と、一国の労働市場で現在認定されている必要との間の一致。この関係は、男性と比較しての、女性の潜在的就業可能性を測定するであろう。

(c) 教育および訓練と、男女の失業率との関係、

(d) どのようなタイプの教育および／または訓練が就職して、給与を改善することに役だったかについての女性の認識または評価。

98. しかしながら、これらの問題に関する適切な指標を選んで編成することが可能になる前に、現行のデータのギャップおよび解決しなければならない方法論上の曖昧な点に関する重大な問題がある。これらの問題のいくつかが以下に列挙されている。

(a) 経済的活動人口である女性の報告にみられる性的偏り、ゆがみ、過小推定に由来する不適切な基本的な女性労働力データ、

(b) 学歴と職歴を組み合わせたデータを提供する、国の統計機関が行う全国土を対象とする調査をみつけることが難しいこと。これらの調査は一方についての詳細な情報をふくんでいるが、両方についての情報をふくんでいるものはまれである。

(c) 詳細な職業区分別に細分された就業データの欠如。調査データによる職歴情報の多くは、詳細な職業区分別に体系的に記録されていないし、全てのセンサスはこのように詳しく多重分類した製表を提供しない。なされる特定の仕事のついでの詳細な情報は、教育データと就業データとの意味のあるリンケージを確立し、教育上および労働市場の差別の指数をつくるために必要である。

(d) 男性および女性の過去と現在の教育経験および訓練経験に関連して、「潜在的」就業可能性を測定するために、一部の国で、将来の労働市場ニーズの構造に関する予測が欠如していること。

(e) 教育と失業の関連を体系的に測定することを困難にする、不適切な失業統計。政府はしばしば、労働力全体のごく一部に役立つにすぎない職業紹介所およびその他の機関が収集したデータを、補外法の基礎資料として頼りにしている。

99. 女性のなかでの失業が高水準であることがはっきりしてきたため、失業と教育の問題は重要性を増している(44)。理論的には、これら二つの変数の関係は、マイナス(教育が高まれば就業の機会も増える)、プラス(教育が高まれば就業し難くなる)、または曲線的(中等教育修了では失業率は高くなるが、大学卒では低くなる)であろう。これらのパターンはいずれも、性別でかなり変わりうる。その違いは、一部には、報告過程における組織的偏りに基づく人為的なものであろう。十分な教育を受けた女性と、十分な教育を受けなかった働く希望を失った労働者の失業は、ともに過小に報告されがちである。これがどの程度起こるかは、経験的な調査研究を待たねばならない。

Ⅲ. 女性の経済活動と労働力参加

100. 本章では、1982年10月の第13回国際労働統計家会議で採択された、経済活動人口、就業、失業および不完全就業の統計に関する決議の意義を考察し、また労働力データの収集と表示の代替的アプローチとしての積み木式方法に関する勧告も参考にする(20, 21, 23)。場合によっては、同会議が採択した方法とは別の方法を検討する。本章では主として、不完全就業者を含めた現在または通常働いている女性についての、実際の労働供給の測定に関連する問題をめぐって論議をおこなう。また労働供給のもう一つの側面である失業に関連する問題も論ずることとする。

A. 労働統計に関する改訂国際勧告

101. ILOの労働統計に関する1954年と1966年の決議に基づき、生産的諸活動と労働力行動を測定するために用いられる従来の概念的な枠組みとデータ収集システムは、開発途上経済の中にいる女性が労働界と関わる特別な関わり方を的確に捉えることができないでいる²⁷⁾。この結果が、女性の就業の必要の過小推定であり、世帯および国民経済への女性の貢献の過小評価となっている。第13回国際労働統計家会議で採択された決議は、この傾向を改めることに深く留意した。事実、経済に女性が参加する範囲を過小推計する過去の強い傾向が、女性人口のなかの経済活動人口の過大推計の方向に転じないならば、この新しい勧告を、統計制度のなかで慎重に実施しなければならない。

102. 1982年の決議は、以前、全国的センサスやサーベイで労働力人口の測定において性的偏りが非常に大きかったいくつかの領域を改めている(79)。1954年および1966年の決議とは別に、1982年の決議は、以下の事項を取り入れている。

(a) 経済活動人口を測定する方法は二つあり、一つは現在の活動状態(current activity status)に基づくものであり、もう一つは通常の活動状態(usual activity status)に基づくものである。前者の方法は短い調査期間(1週間または1日)に基づくのに対して、後者の方法はもっと長い特定期間(例えば前12か月間)の大部分の状態に基づいて、就業状態または失業状態を認定する。このような、より長い調査期間を用いると、現在の活動状態に基づく単純な測定よりも、農業部門およびインフォーマルな市場部門での把握し難い女性の季節的および断続的労働力活動を、よりの確に把握することができるものと思われる²⁸⁾。

(b) 一定の状況における失業を測定するために、失業の標準的定義で用いられている「求職」という規準を緩めて、基本的には「労働可能性」(availability for work)とい

う規準に依拠した、修正した方法を採用する。各国は、国内事情に応じて後者の方法を適用すべきである。以前は前者の規準しか適用されず、それを使用することによって、多くの女性が労働力統計と失業統計から除外されていた。「求職」規準は、開発途上経済、特に女性にとって必ずしも妥当なものではなかった。なぜならそこでは求職の際、政府機関へ出かけ、正式に申し込み、失業機関で登録するといった公式の就職ルートは普及していないか、あるいは必ずしも利用されていないからである²⁰⁾。

(c) 1966年決議の勧告の一部に代わる、顕在的不完全就業の運用上の定義。非顕在的不完全就業は、就業と所得との関係によって定義される。しかしながら1982年決議は、この関係についての統計的測定をなにも勧告していない。これらの線にそった非顕在的不完全就業の分析的研究によって、女性の不完全就業の問題の重大さが、より正確に明らかになることが望まれる。顕在的不完全就業の規準のみを適用することは、女性にとって不利になる。なぜなら、男性以上に女性は、長時間労働によって完全に雇用されていると記録される資格があるが、しかし女性が得る所得は規定の水準より低いからである。女性の不完全就業は、所得という変数を考慮しないため、過小推計されており、不完全就業者の男女別内訳は、事実を正しく伝えていない(70, p. 43)。

(d) 独立して働いたり、家族従業者として働く男女人口については、以前の取り扱いはいしばしば不適當であり、ときには賃金給料労働者のみを労働力人口に結びつけていたので、この傾向を是正し、労働力人口にこれら独立して働く者と家族従業者をはっきりと含めること。したがって、自営の概念は、現状では、無給の家族従業者ならびに、賃金給料労働者と同様に最低1時間労働という要件を満たし、さらにその生産が家計消費全体に重要な貢献をしている自給生産者を含む方向にむかっている²¹⁾。

103. このような背景とともに、実際の女性労働供給の測定を以下で論ずる。

B. 女性労働力の実際の供給の測定と記述

104. 女性労働の実際の供給を測定し、記述するための敏感な指標を開発することは、以下の三つの目的にとって必要である。

- (a) 財貨およびサービスの生産に利用できる女性労働資源を詳しく調べること、
- (b) 労働市場組織に占める女性の構造上の位置を理解すること、
- (c) 女性の労働と所得の関係を調べ、もし関連があるなら、経済的困窮度を推定すること。

105. これらの目的を達成するための前提条件として、センサス、サーベイおよび自由な形式のインタビューのレベルでのデータ収集制度にいくつかの改善をおこなう必要

がある。この改善がどこに適用されるのか、センサス分析か、労働力調査か、あるいは詳細な研究か、について以下で論ずる。

1. 実労働時間の大きさ

106. 財貨とサービスの生産に利用できる女性労働資源に関して、ひとが経済活動にたいしてもっている特別な関係を確定することが重要である。

107. センサスの調査票で、「一時点で利用可能な生産的女性労働」（短い調査期間で表示される）と「財貨およびサービスの生産に労働を提供できる女性の数」を区別することが必要である。この区別は、現在および通常の職業または活動についての調査事項を加えることで、ある程度達成される。しかしながら、一定の部門または職業区分における女性労働者の実際の労働可能性を決定するための規準として、さらに、経済活動に関与した最低時間を確定することが重要である。したがって、女性が過去12カ月間様々な季節を通して通常の職業について働いたおおよその時間数について、例えば週数および1週あたりの時間数で表示した信頼しうる測定値をうるために、労働力調査に新たに調査事項を追加する必要がある³¹⁾。

2. 従業上の地位に関する分類

108. 従業上の地位分類に関連するカテゴリーを拡大し、細分化することによって、生産組織における女性の地位を明確に示す必要がある。労働力における女性の集中とその周辺性 (marginality) の測定に、特に力点をおく必要がある。以下で二つの測定を考察する。

(a) 労働者の所得能力

109. 労働力人口のなかでの自営業者の所得能力を反映させるために、センサスおよびサーベイ実施機関において、最初から自営業者のカテゴリーを、所得を得る者と無給の家族従業者に区別すべきである。この区別は、特に女性の場合、労働者の周辺性の程度を明らかにし、所得と就業の関係の一面をさらけだすであろう。

(b) 従業上の地位分類

110. センサスやサーベイの調査票に導入しうる標準的な従業上の地位分類に、下記のように項目を追加することを検討すべきである。

- (a)賃金取得者または給与取得雇用者、
 - (i)一般政府
 - (ii)公営企業
 - (iii)民間企業
- (b)使用者、
- (c)自営業者または独立労働者（他の労働者の援助なし）
- (d)無給の家族従業者、
- (e)生産者協同組合の組合員。

111. さらに、以下のことが提案されている。

(a)独立労働者については、調査で以下を区別すべきである。

- (i)卸売業および小売業活動に従事する女性、
- (ii)その他のサービスの生産に従事する女性、
- (iii)財貨の生産に従事する女性、

(b)無給の家族従業者カテゴリーをもちいるときには注意が必要である。1982年決議は、自営業者のカテゴリーに、最低1時間の要件を満たす全ての無給の家族従業者を含めるように要求している。この勧告は、一部の国で農村女性人口を殆ど全部、労働力に含めるような結果になり、それによって女性労働者に関する統計が、人為的にふくれあがるのではないかという懸念を引き起こしたが、このことはまだ経験的に立証されていない。そこで、この包含の規準が、無給の労働が家事とは別の生産過程に貢献するという、労働の生産的側面に基づくことを保証することが重要である。

3. 農業活動における従業上の地位

112. 女性と女性が耕す土地との関係の種類を区別する、農業生産者についての従業上の地位のカテゴリーを確定することも必要である。この目的のために、とくに第9回国際労働統計家会議で、国際従業上の地位分類について、以下のような下位グループが検討されたが、正式に採択されなかった(22, pp. 36,37)。

(a)農業活動の使用者について

- (i)土地所有者
- (ii)小作者、
- (iii)物納小作者、

(b)農業活動の独立生産者について

- (i)土地所有者、
- (ii)小作者、

(iii)物納小作者。

農業活動の雇用者は細区分されていない。

4. インフォーマル・セクター

113. 女性と労働市場のインフォーマル・セクターとの関係を明らかにし、この関係が男性のそれとどのように違うかを明らかにすることに、特別の注意を払う必要がある。第13回国際労働統計家会議は、直接この問題について述べていない。また現在のデータ収集に関する慣行およびセンサスの結果の分析は、この関係の解明に役立たない。現在利用されている産業および職業分類は、女性が従事している多くのインフォーマル・セクターの活動を分類するためにほとんど役だっていない。国際標準職業分類の改訂は、これらのタイプの活動を的確に細分化するための、おおきな一歩となるであろう。しかし新分類の完成には若干時間がかかるであろうから、改訂分類が経済の未組織な小規模な部門を反映し適用できるようするために、まず女性と男性のインフォーマル・セクターでの活動の細目に関する詳細な調査をおこなうことが必要であろう。

114. ごく近い将来、調査機関は、例えば事業所の規模や活動、とくに工業労働者についての事業所の規模や活動に関する情報を得ることによって、フォーマルとインフォーマルな活動を区別すべきことが提案されている³²⁾。まず最初の近似的措置として、工業事業所を以下の線にそって分類することができる。

- (a) 家内工業、労働者10人未満 (インフォーマル)
- (b) 小規模事業所 労働者10-19人 (インフォーマルまたはフォーマル)
- (c) 中規模事業所 労働者20-99人 (フォーマル)
- (d) 大規模事業所 労働者100人以上 (フォーマル)。

C. 不完全就業者の測定と記述

1. 不完全就業の測定の問題

115. 不完全就業の測定の問題は、概念的には、(a) 適正な就業と周辺就業とを分ける線引きの難しさ、(b) 「労働の不完全利用」の決定に様々な規準を適用する際の矛盾、(c) 失業と不完全就業との間の等価率の確立、ということに様々な関連している。

116. 不完全就業、特に顕示的不完全就業を測定するために、方法論的枠組みとして、

労働利用法および、最近では労働時間配置法を用いる、様々な試みがなされている。労働利用法は、必ずしも関係のない三つの異なる構成要素、つまり低所得（生産性）、投入動機（最低時間）、教育と就業の不適合、をたった一つの測定値に結合するという理由で批判されている。

117. 第13回国際労働統計家会議で採択された、顕在的および非顕在的不完全就業を区別するという決議は、なにを正確に測定すべきかを明確にすることに役立てるべきである。非顕在的な側面を測定する際、就業と所得の関係に焦点をあてるべきである。顕在的側面は、「経済活動により決定される正常な労働時間よりすくない労働を非自発的におこなっており、かつ調査期間中追加的な仕事を求めているか、または就業可能であった」すべての就業者を含む(23)。非顕在的不完全就業よりも顕在的不完全就業のほうが、測定しやすいが、それでもやはり、この非顕在的側面は、農村婦人、特に独立労働者および無給の家族従業者の女性についての窮境を表すであろう。これら二つのカテゴリーに属する女性の追加労働の可能性を決定することは困難であろう。

118. これまでの経験から一顕在的不完全就業と非顕在的不完全就業を、1982年決議で定義されたようにはっきりと区別しなかった調査で、面接を受けた女性から得た回答に基づく一、女性がどの程度不完全就業をしているかについての報告には、様々な問題があることが確認された。例えば、

(a) 特に女性の場合、働いた時間数と得た所得とが一致しない。女性は、長時間労働によって、「完全就業者」と記録される資格が男性よりはるかにあるのに、入ってくる所得は規定の水準より低い。所得を考慮せず、働いた時間だけに基づいた不完全就業の推計と、不完全就業と等量の失業の推計は、女性の不完全就業を過小推計し性別不完全就業者を正確に表示しないだろう。

(b) 追加労働をしたいという希望は、経済活動の規準により測定されるような、労働時間数と関係しないことが多い。一方で、60時間以上働いている労働者が追加労働を希望する場合がある。他方、短時間労働者は追加労働を必ずしも希望しない。彼らは、ほかに非経済的な責務があったりあるいは別の収入源があるために、短時間働いているのかもしれない。

119. 女性を侵害する労働時間配分法にも問題がある。この方法論は、下記のような点について、信頼できない回答をうみだしている。

(a) 女性は働いた時間数を少な目に報告する傾向がある。この誤りは、調査で採用される労働の定義に原因がある場合もあれば、女性が自分を経済活動者と考えないこと起因する場合もある。

(b) 特に世帯内の男性が女性に代わって面接調査に応ずる場合、代理回答者が、意図的に（文化的な理由によって）あるいは、女性が実際に働く労働時間を知らないために、女性の実労働時間を間違えて回答する（44）。

2. 不完全就労者の測定の改善に向けての提案

120. 不完全就労労働力人口の規模と特徴の正確な測定は、一男女双方について一複雑であり、一般に、必要なデータを入手することが困難である。調査情報は、(a) 問題の重要性、(b) 最も影響を受ける人口、(c) 不完全就労が最もよく顕われる位置にある経済活動のタイプの第一次的近似値を提供する。非顕示的不完全就業は特に評価が難しい。所得と就業の関係を確定するためには、所得のデータを入手するだけでなく、そのデータを、教育、年齢、職業経験、生産性および労働市場の需要と照合する必要があるからである。

121. 実行できる範囲内で、調査研究について以下のことが提案されている。

(a) 上で述べた問題点を是正しながら、労働時間配分法を適用すること。労働時間数に関する情報は短期の調査期間で収集し、労働日数に関する情報は長期にわたる調査期間で収集するべきである。自家消費のための生産（自給労働）は、給料または利益について、その他の労働と区別すべきである。時間という側面は、現在の不完全就業と失業との両方が混じりあった測定値をもたらす。1週間という調査期間が7日に分割できるという事は、1人について7回観察するということであり、その結果、集計量により大きな安定性と正確性をもたらす。

(b) 女性が労働に費やした時間とその収入の間に不一致が報告された場合には、労働時間配分の規準を所得特定法で補足すること。

(c) 労働力調査を拡大して、この調査に、女性の失業と不完全就業を説明する、より敏感な手段となる調査事項の分野をふくめること。大規模調査は、以下のようにすることによって、これを実現することができる。

(i) 現在と過去の労働経験を参考にして労働パターンを評価すること（行動データ）、

(ii) 女性の労働に対する意欲や能力についての主観的な回答を引き出すこと（はっきりと述べられた選好データ）

(iii) 自給のための諸活動における女性労働ならびに、出産、育児、家事、家族の食事の支度のような、経済活動とは考えられない世帯内活動にたいする、経済活動に匹敵する責任を明確に考慮すること。

このような情報は、「受動的失業者」、「不完全就業者」および「労働意欲を喪失した労

働者」の 카테고리をもっとはっきりと区別し、顕在的不完全就業者を認定するのに役立つ、女性のパートタイムの従業上の地位が選択肢の一つなのか（広範に受け入れられている確信）、あるいは労働市場における彼女達の周縁的地位のためにそうせざるをえないのかを、より明確に示すことができる。

D. 就業と所得の関係

1 2 2. 第13回国際労働統計家会議の結論は、就業と所得の関係の測定に関する分野の仕事が必要であることを示唆している。ILOは、この領域の新しい仕事に取り組んでいるが、各国統計局もまた多くの仕事と貢献を求められている。

1 2 3. この問題は、女性に関する指標の開発にとって、なによりも重要である。女性にとって構造的に利用可能な経済的機会が、家族の生き残りたいする彼女たちの増大する経済的役割や責任とどのように関わるかということを反映する測定値を導入することは、きわめて必要なことである。下記のような、いくつかの手法を、考えることができる。

(a) 将来のセンサスやサーベイで、長期の調査期間（12か月）を導入すること、それによって1週間の調査期間で把握できない、この長期間にわたる労働で得た収入についての、より完全な状況を確定することができる。

(b) 下記の事項について、より最新の定期的情報を得るために、定期的な世帯調査または労働力調査を利用すること、

(i) 女性の労働と収入の安定性、

(ii) 所得と支出の推定、

(iii) 就業状況を収入と関連づけることによって測定される、経済的困難の程度、

(c) 異なる経済的または所得—獲得パターンによって特徴づけられる社会的環境における小さな人口集団のなかで綿密な研究を開始すること。これらの研究で、下記のトピックのいくつかを明らかにすることができる。

(i) 周期性、永続性、季節性という点からみた女性が従事する仕事の性質、

(ii) 女性労働者の従業上の地位（賃金労働者、使用者、給与取得者、自営業者等）、

(iii) 支払い方法（現金、現物）、

(iv) 収入額（時間当たり、1個当たり等）、

(d) 女性が経済的に関わっていると報告される各々の経済活動について、労働時間配分法に所得特定構成要素をとり入れること。

1 2 4. 時間的側面と所得的側面を結合することによって、集計量にもとづいた1カ月の女性労働時間推計値よりも適切な女性の所得—取得能力の測定値が得られるであろう。

IV. 所得と所得分布

125. 所得分布統計を世帯調査によって改善しようという最近の試みは、(a) 所得調査と支出調査を一つの恒常的世帯調査計画に統合すること、(b) 特殊なタイプの所得（特に現物所得）のより適切な測定、に重点をおいている³³⁾。一部の国（例えばボツワナ、スリランカ）では、国民経済計算の社会勘定マトリックスでの利用を考慮して、家計部門を、社会経済的規準にしたがって分割している。所得分布がどのようにして決定されるか、そしてそれは職業とどのように関連しているかに焦点を絞った、より詳細な特別所得分析が始まっている。特定の期間について、所得の構成要素および個人の所得を測定する努力が続けられている。特に、女性の所得統計の編集のためには、個々人の所得を測定することが必要である。

126. 所得分布統計に関する国連の暫定的ガイドラインは、主として世帯所得に関するものであるが、しかしそれは、また、可能な時はいつでも、所得を記録する単位として、個人を用いるべきであるとも勧告している。同時にこのガイドラインは、非法人組織の企業や財産が共有されている場合、個人の所得を記録することに問題があることを認めている。これらの問題が原因の一部となって、所得調査に、女性の所得情報を含めることができないうる。女性の所得を測定すること、また彼女たちの所得を全世帯所得の測定に含め、全人口についての所得分布に含めることの影響は、どの部局によっても研究されていない。しかしながら、変化する女性の経済的役割と責任を記述するために、女性に関する社会統計および指標の開発によせられている現在の関心は、性別に区分された所得データに対する需要、ならびに世帯における女性の所得を確認する所得調査の実施にたいする特別な努力の要請を生み出している。このようなデータが入手できれば、所得分布統計の改善に、積極的に貢献することが可能であろう。

127. 女性の所得の推計は、特に開発途上経済で問題になっている。第一に、収入について相反する複数の推定値があること、所得および現物所得の源泉を認定する際に混乱が生じること、そしてアクセスと所有という変数の所得効果を確認する際および自家消費用の生産に価額を割り当てる際に概念上の困難があることである。第二に、女性の所得を記録するために、しばしば、所得と福祉の分析の単位として、世帯に焦点をあてる概念や調査方法を利用することが、欠陥となっている。第三に、男性収入者の経済活動を強調し女性収入者の労働、生産性、および所得を適切に説明することを無視する女性側または代理回答者側の意識的または潜在意識的な、間違った報告がありうる。第四に、調査では、貨幣所得のみが福利の良い測定値であると思いで、小作農業の非貨幣的交換の重要性

および家庭経済生活におけるこのような取引の重要な部分を見落とししており、これがしばしば欠陥となっている（5）。

128. A節は、女性の貢献をより適切に考慮した所得の測定をあつかう。自給活動（すなわち自家消費用の生産）からの所得に、特に重点をおいている。B節では、所得利用の管理を記述するために必要な測定値を論ずる。最後に、所得発生に影響をあたえる要素、特に生産的資源へのアクセス、所有、および管理を、C節で認定する。

A. 所得の次元

129. 女性の所得を測定するための適切な統計の開発、編集が可能な、特別な関心もたれている四つの分野がある。これらの分野は以下の通りである。

(a) 女性の個人所得の測定：この情報は、女性特有の所得分布曲線を描くために必要であり、この曲線を男性のそれと比較して、所得の性別不平等を確認することができる、

(b) 女性の世帯経済と家族の福利への貢献の測定：この情報により、世帯の福利にたいする女性の所得の相対的重要性を分析することができる、

(c) 女性世帯主と女性世帯主世帯の所得水準の測定：女性世帯主の個人所得は、世帯主ではない女性の個人所得および男性世帯主の個人所得と比較すべきであり、女性世帯主世帯の所得水準は、男性世帯主世帯の所得水準と比較すべきである、

(d) 自家消費のための生産からの所得の測定。

これら四つの分野のおおのを、以下で論ずる。

1. 女性の個人所得の測定

130. 所得は、個人と世帯が受け取った所得の構成要素に基づいて測定されるのにたいして、個人所得および所得分布の研究でどの所得項目を検討すべきかについては、なにもあきらかにされていない。用いる所得概念や、その統計的編集は、国によって異なっている。しかしながら、国連の暫定的ガイドラインは（49）、各国が所得統計を開発するために利用できる所得の構成要素を明確に説明している。これらガイドラインは、国民経済計算（SNA）と物的生産バランス（MPS）を基礎とし、できるかぎりそれらと首尾一貫している。

131. 男性も女性も様々な源泉、すなわち直接的労働収入、財産、投資、給付および移転から現金または現物の所得を得ている。これらの様々な源泉から女性が受け取る所得

の総額が、彼女達の所得の基礎になっている。ガイドラインは、下記の構成要素を指定している（49, p. 11）。

1. 一次所得

(a) 雇用者の報酬

(i) 賃金と給料

a. 現金

b. 現物

(ii) 社会保障および類似の制度への使用者の拠出

(b) 生産者協同組合からの組合員所得

(c) 非法人企業の総企業所得（現金と現物、自家消費用の生産をふくむ）

2. 受け取った財産所得

(a) 自己所有住宅の帰属家賃

(b) 利子

(c) 配当

(d) 賃貸料

3. 経常移転と受け取ったその他の給付

(a) 社会保障給付

(b) 年金と生命保険年金給付

(c) その他の経常移転

控除

4. 支払った直接税

5. 社会保障および年金基金拠出

(a) 社会保障

(b) 年金基金

132. 開発途上国で、上記の所得構成要素に基づいて所得を測定する場合には、下記のことを認定するために、特別な努力が必要である。

(a) 現物で受け取った賃金や給料（無償または助成金付きの住宅、食料等）の評価額、

(b) 企業活動からの総所得、経済のフォーマルおよびインフォーマル部門での商品の販売または物物交換からの所得を含む、

(c) 世帯所得に含められる自家消費用の世帯生産の評価額、

(d) 家にいない家族、他の世帯および地域社会からの、現金および現物の移転。

2. 家計収入への女性の貢献

133. 本章の序文で述べたように、法人化されていない企業を何人かの家族が所有して共同経営している場合の企業所得、および財産を共有している場合の財産所得については、家計収入全体のなかでの個人所得を認定する場合に問題が生じる。しかしながら、ますます女性が農村および都市の賃金部門に流入しているので、彼女たちは生産活動に従事することによって、個人所得の受領者になってきており、その所得を他の世帯員の所得とはっきり区別できるようになっている。そのような場合、女性の家計収入にたいする現金および現物での貢献度を推定することが重要である。

134. 女性が家計収入に貢献する方法はいろいろある。この貢献は以下の指標に基づいて、推定することができる。

- (a) 女性が受け取る現金所得とその使用、
- (b) 女性が受け取る現物所得と等価の現金額、およびその現物の財およびサービスの種類別分類（住宅、食料、衣類、保健サービス等の形での支払い）、
- (c) 女性が世帯のために「無償」で行う経済活動で、別の状況では有償でおこなわなければならない経済活動と等価の貨幣価値または所得（どのような活動を含めるべきかについては、以下の4節を参照のこと）。

135. 同時に、世帯員間の家計収入受け取り総額の分布を知ることは様々な目的に役立つであろう。この分布を決定するためにいろいろな方法が考えられる。最も単純な方法は、受領者が一人しかいない場合、だれが所得受領者かを記録することである。これは、通常、少なくともすべての賃金と給料、およびいくつかの移転の受け取りに適用されるであろう。二人以上の世帯員が共同で受け取った所得は、非個人所得の特別なカテゴリーと考えられ、それは、家計収入総額を算出するために、すべての個人所得に加えなければならない。

136. いわゆる非個人所得を分割したければ、以下のような方法が考えられる。

- (a) 企業所得
 - (i) 持株による配当、
 - (ii) 相対的労働投入量による分配、
 - (iii) 参加世帯員全員への均等分配、
- (b) 財産所得
 - (i) 持株による配当、
 - (ii) 全所有者への均等分配

(c)移転

- (i)移転にかかわる者への均等分配、
- (ii)世帯員全員への均等分配。

非個人所得に関する情報は、世帯を所得受領者の人数別に分類するときにも役立つ。

3. 女性世帯主世帯および女性世帯主の所得水準

137. 一般に、女性世帯主および女性世帯主世帯の特徴に関する、分割されたデータがないことは、女性世帯主世帯および女性世帯主の所得水準についての質問の回答についてのセンサスや殆どの世帯調査の有用性を制約している。世帯主の性別に区分された所得についての調査データは殆どないし、世帯の人口学的特徴とリンクしたデータは、さらに少なく、女性世帯主世帯の所得水準を1人当たりまたは成人1人当たり換算で推計することを、ますます難しくしている(49, p. 26)。男性世帯主と女性世帯主の違いが、政策目的上重要な問題であると認識されるようになってきているので、現在、このようなデータにたいする必要性は極めて高い³⁴⁾。

138. 女性世帯主と女性世帯主世帯に関する調査から得られた所得データを集計し、分析する場合の原則をまとめたものが以下に示されている。

(a)女性が世帯主であると考えられる2種類の世帯について以前からなされている区別(男性が不在な世帯と女性が主たる所得の源泉である世帯)をここでも用いるべきである。それぞれについてデータを別々に製表すべきである。

(b)世帯員全員を考慮しながら、世帯を、世帯所得の最も重要な源泉にもとづいて分類すべきである。この分類規準は、変化する労働力参加をより正確に反映しており、性的ステレオタイプを排除しようという希望に応えるであろう。

(c)下記のために、世帯員の人数、性別、年齢および婚姻関係を明確にすべきである。

(i)1人世帯を分離する、

(ii)1人当たり所得を計算する、

(iii)成人1人当たりに換算した所得を計算する、

(d)世帯にいる所得受領者と所得稼得者が1人か複数人かにもとづいて世帯を分類するために、所得受領者と所得稼得者である世帯員の人数と性別を明確にすべきである。この一般原則は、国連の暫定ガイドラインで勧告されている(49)。しかしながら、このガイドラインは、所得受領者と所得稼得者を性別に区別することについては、なにも述べていない。

(e)女性世帯主の年齢と婚姻関係を明確にすべきである。これは、女性がどの程度資金や

援助制度を利用できるかは、彼女達の年齢、および死別、離別、遺棄、移住者の残された妻をふくめた婚姻関係によって、変わってくるからである。

139. 上で述べたような、女性の所得の推計のために、認定された指標とおなじものにもとづいて、世帯主である女性の個人所得を、測定すべきである。女性世帯主世帯の所得水準を以下にもとづいて推計すべきである。

- (a)世帯主が受領した所得とその使用、
- (b)他の同居世帯員が受領した所得とその使用、
- (c)世帯の外部から移転の形で世帯が受領した所得。

140. 女性世帯主の世帯にたいする貢献は、上で認定した指標と同じもので測定すべきである（134項参照）。他の同居世帯員が世帯にもたらした所得は、それが第一次所得であれ、財産所得であれ、他の世帯員がもたらした所得の合計で測定すべきである。外部の源泉から世帯への現金または現物の移転所得には、社会保障給付、年金、生命保険給付およびその他の経常移転が含まれる。

141. 女性世帯主が移転およびその他の給付から受け取る様々な所得の源泉を詳細にするには、特に以下のことに注意しなければならない。

- (a)この所得は、現金か現物である、
- (b)外部の源泉から世帯への移転は、支払い、抛出、世帯間移転および送金の形をとって、公的源泉、家族および地域社会の源泉からおこなわれる。これらに関連して、所得をテーマとする世帯調査を拡大して、以下の事項を含めることができる。
 - (i)不在世帯員からの寄金、以下を明記すること、
 - a. 受領者の家族のなかでの役割、
 - b. 金額、
 - c. 寄金の定期性、
 - d. 寄金の配分、
 - e. 寄金の管理（女性世帯主またはその他による）、
 - (ii)非世帯員および地域社会からの抛出、以下を明記すること、
 - a. 抛出者の役割、
 - b. 抛出する地域社会機関の性格、
 - c. 抛出の定期性、
 - d. 抛出の理由、
 - e. 抛出の管理（女性世帯主またはその他による）。

4. 世帯の自家消費生産による所得の測定

142. 上記の議論で、家内生産は、女性が「無償」の活動を行うことによって世帯に収入をもたらす一つの源泉として扱われており、女性の無償の活動がなければ、当然、世帯が支払わなければならないものであろう。

143. 家内生産の問題は、非貨幣的世帯活動をどの程度生産の不可欠な部分とみなすかについて、合意が得られず、論争的になっている（例えば12参照）。家内生産の概念拡大に賛成する人は、家庭経済と福利にとって重要であると主張されている、市場外で行う女性の多くの活動に注目している。国民経済計算ではこのような活動に価値を付加しないために、それらを「生産的」と認めないことが女性の経済的貢献の過小評価につながったと主張している³⁵⁾。国民経済計算は、非市場活動を通じて生産された多くの産出物の価値を除外していることで批判されており、特に生産物のかなりの部分が家内生産過程で産出されている開発途上国では批判されている（5）。

144. 国民経済計算の自給および家計部門に、直接、非貨幣的活動を追加して含めること、あるいは、生産額の補足的測定をおこなうことによって、国内総生産の測定値を拡大することについて、様々な提案がなされている。この動きは、女性の状況のついてのなんらかの関心によって拍車かけられたのではなく、むしろこのような活動を含めることが、市場生産高のみにもとづく測定値よりも、経済における財貨およびサービスの総生産高のより望ましい指標となるのではないかという意向によるものである。このような活動を生産高の測定に含めることが女性の状況の統計像にもたらす結果は、重大であろう³⁶⁾。

(a) 家内生産とはなにか？

145. 家内生産を定義する際に複雑な概念上の問題があることは明らかである。提起された問題はつぎのようなものである。家族または世帯の活動の一部としておこなうすべての事柄のなかで、なにを生産的と考えるべきか？これらのうちのどれを生産の測定に含めるべきか³⁷⁾？

146. 論争は、世帯活動の「経済的」役割（そのなかには母性の役割も含む）をめぐる行われている。どのような世帯活動が財貨とサービスを生産するのか、どれが生産的でどれが非生産的なのか、どれが経済的価値を生み出すのか、経済的見地から、世帯活動をどのように測定すべきかを決定することについてのいかなる統一的規準もいまだに合意に達していない（5）。典型的で古典的な定義は、家内生産を、世帯員が世帯員のために行

う無給の活動で、所得、市場の条件、個人的な好みなどのような事情が許すならば、市場の財貨や有償のサービスに取って代わる無給の活動に限定している。

147. 最近、家内生産の概念をさらに明確にしようという努力がなされているが、それによって少なからぬ見解の対立もおこっている。伝統的な意味での生産的活動（家庭菜園、手工業等）ばかりでなく、(i) 育児、授乳といった家庭サービス、(ii) 場合によってはレジャーとも考えられる活動（子供と遊ぶこと、教会へ行くこと等）まで含めるように、定義を広げようとする見解がある³⁹⁾。これよりももっと制限をしようという見解は、たとえその生産物の全部または一部のみが世帯消費用に向けられようとも、家の中および家の周りで行われる所得稼得活動に概念を限定する(35)。時間利用研究はこのような活動の重要性を評価するために、重要である。さらに、ボランティア活動は、生産的であるが、労働者個人の所得には寄与しない特別なカテゴリーの活動である。

(b) 家内生産の測定

148. 一部の専門家は次のように主張する。すなわち、もし家内生産が世帯と国民経済の双方にたいする所得貢献の尺度として合法性を獲得するとしたら、それは「独立生産価値」をもつ非貨幣的活動に限定すべきである。つまりこのような活動には経済的対象がなければならない。国民経済計算、すなわち経済的な意味において、ある活動を生産的と認定する最低の規準は、(a) 市場を循環する可能性を持ち、(b) 潜在的な取引の対象物であり、(c) 情緒的な満足を与えるものとは別の経済的な価値を持つ、財貨やサービスの生産能力に基づくべきである。別の専門家は、このような概念は広すぎて、経済政策や分析のための国民経済計算の有用性と真実性をそこなうと主張する。

149. 現行の全経済活動にかんする国際標準産業分類（I S I C）は³⁹⁾、経済活動人口として把握しうる、女性が行う非市場活動の種類を識別するための、あるいは所得の測定値を得るための良い根拠とはいえないであろう。I S I Cは、多数の国で経済的と判断された活動の慎重な吟味にもとづいているが、そこに含まれる活動が開発途上国の農村経済一般を代表しているかどうかは疑問であり、さらに、とりわけ、I S I Cが女性が行う非市場活動に敏感かどうかは疑問である。I S I Cを照会点と考える前に、この点についての、おこりうる偏りを認定し是正しようという研究をおこなわなければならない。

150. 経済活動と非経済活動の間に一線をかくす、つまりどんな非貨幣的活動に価値をあたえ、世帯所得に入れるかは、結局、統計上の取り決めの問題である。所得分布統計に関するガイドライン(49)は、国民経済計算体系であたえられる勧告に準拠しており⁴⁰⁾、

それによれば、世帯の一次生産、一次生産物の加工および資本財の生産は、その産出物が自家消費、自家資本形成、物物交換、換金のための販売であろうと、企業所得と考えるべきである。世帯で生産され、消費される非一次商品は、それらが市場むけに生産される場合のみ企業所得に含めるべきであるとしている。

151. 以下の表は、国民経済計算体系における自給生産に関連するいくつかの重要な活動とその範囲をリストしたものである。このリストは、開発途上国の国民経済計算専門家によって検討された研究から引き出されたものであり、自給生産物に関連する国民経済計算の二つの研究結果をまとめたものである(38,53)。一次生産物または固定資本形成と密接な関係がないために、国民経済計算体系から除外するように勧告された活動については、偏りが生じるであろう。除外される四つの活動は主として女性によっておこなわれている。それらは、世帯消費用穀物の貯蔵、世帯で使用する水の運搬、世帯員用衣服の作成、世帯で使用する手工芸品、である。四つの活動は全て生産的であり、それらの活動に所得を付与する潜在的市場をもっている。多くの国における世帯の自給活動の生産額は、国民経済計算体系に含まれる資格のある活動のみに基づいているから、この体系の範囲が再検討され、女性が行う生産的活動をかならず考慮するように改訂されることは、きわめて重大である。それによってのみ、男性と同様に女性の努力を表す独立生産活動を認定し、客観的に評価することが可能になるだろう。

SNAにおける自給生産の基本的種類の範囲

A. 全てを範囲にふくめるべきもの

1. 一次生産

家畜の飼育

農作物、果実および野菜の栽培

卵、牛乳および木材の生産

ほ乳動物と鳥の狩猟

魚、かにおよび貝の捕獲

薪および建築用材の伐採と集積

屋根葺き材料と織物原料の収集

炭焼き

塩の採掘

泥炭の切り出し

2. 一次製品の加工

穀物の脱穀と製粉
バター、ギー、チーズの製造
家畜の屠殺
皮革の乾燥
食用獣肉と魚の保存
ビール、ワイン、スピリッツの製造
油脂用種子の圧搾
バスケットおよびマットの製造
陶製ポットおよび皿の製造
織物の製造
家具の製造

3. 固定資本形成

住宅建設
農業用建物の建設
漁業用ボートおよびカヌーの建造
開墾

B. 主要控除項目

自家消費穀物の貯蔵
世帯で使用するために水の運搬
世帯員用衣服の作成a)
一次産品に含まれない世帯用の手工芸品（例、金属製容器、ゴム靴）

a) 市場向け生産の一部でない場合。

152. これらの概念の開発と適用にたいする組織的アプローチの必要と統計への様々な応用という観点から、下記のような積み木式方法で世帯生産を概念化することが提案されている。

- (a) 現金販売のための生産、
- (b) 物物交換のための生産、
- (c) 自家消費のための一次生産物の生産および加工、
- (d) 資本財の自家生産、
 - (i) 住居用、
 - (ii) 企業用、

(e)自家消費用の非一次生産物の生産、家事を除く、

(f)家事（料理、掃除、育児等）。

積み木(a)は、貨幣取引にかんする研究に役立つのたいして、(a)と(b)は、ともに市場向け生産に対応する。(a)から(d)までの合計は、現行SNAの範囲とほぼ同じであり、時系列の維持に利用できる。(e)を含めると、市場向けまたは市場性のある家内生産を測定することができる。さらに(f)を加えると、拡大された世帯厚生概念をもたらす。

(c) 世帯生産にたいする帰属貨幣価値

153. どの項目が所得に含まれるかには関係なく、現金が入らない所得には価値を帰属させなければならない。この目的のために提案されているいくつかの方法は以下の通りである。

(a)生産者価格。SNAの一般的勧告によれば、自家用に生産された財貨およびサービスは、類似の市販財貨およびサービスの生産者価格で評価すべきであるとしている。この価格は、理論的には、生産者が生産物を市場で売るかわりに消費したときに失った機会費用を正確に測定できる利点がある。

(b)小売価格。所得分布統計の暫定的ガイドライン(49)が指摘しているように、生産者価格を得ることはむづかしいであろうから、小売価格を利用しなければならない。小売価格は、世帯が生産しないことにした商品を得るために支払わねばならない価格を表す。

(c)労働投入額。最も一般的に使われている二つの方法は、市場代替法と機会費用法である。前者は、問題の世帯活動と類似の活動にたいする賃金率の認定にかんするものである。例えば、家事については、家庭サービスの賃金率が用いられる。機会費用法は、家内労働よりも市場で収入をうるための労働をすることに時間が当てられたとき個人が稼得しうる賃金を適用する。

154. 殆どの手法を開発途上国で用いる場合、運用上の様々な困難が生ずる。家庭用品が売買されていないところでは、自家消費用の世帯生産にたいして、市販商品にもとづく経済的価値を割り当てることは不可能である。

155. 機会費用法は、女性にとって適正な時給に達することがしばしば困難であるもう一方の方法よりも役に立たないかもしれない。開発途上経済における女性が低賃金しか支払われない、インフォーマルセクターに追いやられ、あるいは教育へのアクセスを欠いているとき、代替的所得にもとづく時給はこのような状況を反映するであろう。女性が投入した時間を評価しようとするなら、このような偏りや関連する諸要因を考慮することが必

要であろう。さらに、職を見つけることが非常に難しい場合には、機会費用は誤解を招くかもしれない。

B. 所得の利用の管理

156. 人が所得を稼得したり受け取ったりしても、同じ人がその所得の使い方を管理したり、世帯員全員が平等にその恩恵を受けるとはかぎらない。家計収入をどう使い、何の目的に使うかを誰が決めるかは、文化、伝統、家族状況で決まる。この決定が不公平に行われると、生活水準および栄養基準は、おなじ世帯に中でも世帯員によってかなり変動するかもしれない。このような場合、世帯員全員の福祉の尺度として、世帯員一人当たりの家計収入を採用することは誤解を招くであろう。むしろ世帯内の所得の流れを調べたほうがよい。決定的に重要なことは、誰が所得の使用で恩恵を受けているかを決定することである。一人の者がその所得と生産の一部または全部を管理し続けるかもしれないが、他の世帯員のために使用するかもしれない。あるいは、一人の者が、その所得を他の世帯員に渡すが、所得が使用される場合は、かれがその受益者であるかもしれない。

157. そこで、二種類の研究が考えられる。

(a)所得の使用を管理するのはだれか、そしてその結果、その消費と自家生産からの恩恵を受ける者を決定するのはだれか、の研究。この種の研究は、例えば、女性が彼女自身の所得と生産を何に使うべきかを決定する際、どのような位置にいるかについての情報を提供するだろう。現物所得や自家消費の生産の場合に下さなければならない唯一の決定は、だれが恩恵を受けるべきかということであるが、現金の流れ、現物所得および家内消費のための生産を検討する必要がある。

(b)各世帯員が受ける恩恵の研究。これには、最終的な受益者を記録する消費と支出の詳細な研究が含まれる。この種の研究は、所得（家計収入と女性が稼いだ所得）と栄養状態、罹病率、幼児死亡率等との重要な関係の理解に寄与するであろう。例えば、現在、インドでこのようなデータを提供するために、全国標本調査が提案されている。

158. これら二つの研究では、入手したいと思う情報を得るためには、徹底した調査が必要であろう。所得の管理について回答者に面接調査するときには、この問題は、ひとによって様々に異なる、主観的見解に左右されやすいので、細心の注意を払う必要がある。したがって、入手した情報を注意深く吟味する必要がある。

159. 予算データは、世帯員が共通の生活水準を分かち合うという仮定の妥当性を検討

する際に、非常に重要な役割を果たすことができる。予算データは、教育、衣服、娯楽、医療およびその他の項目への支出の考えられる格差を示すために、性別に区分すべきである。世帯員間の福祉の格差もまた、栄養および健康調査のデータから推論することができる(76)。年齢や婚姻関係に基づく格差も分析すべきであろう。夫または妻のいない独身の男女、拡大家族世帯で暮らす、夫または妻のいない独身の男女についての、貧困と栄養にかんする比較可能なデータもきわめて興味深いであろう。これらのデータは、性の違いや1人世帯の生活の影響に与えられる相対的ウエイトを吟味できるように表示すべきである。

160. 基本的単位としての世帯に焦点をあわせることは、男性世帯主をねらいとする開発計画の恩恵から、女性世帯員を排除する結果となったかもしれない。世帯の主たる生計維持者である女性および扶養の役割を果たす女性の双方にとって、開発計画への女性のアクセスにかんするデータを開発することが必要である。開発計画の影響は、例えば、女性の手織機による機織りが男性労働者の機械生産に代わる場合のように⁴¹⁾、女性にとっても男性にとっても必ずしも同じであるとは限らないことに注目すべきである(70)。このような計画全体にわたる影響を評価するためには、特殊なデータが必要であろう。

C. 女性の現実的および潜在的所得を条件づける諸要因、

生産資源の所有権、アクセスおよび管理の測定

161. 女性の所得にかんする測定の開発と改善には、フローを明らかにすることのみに限定せず、現実的および潜在的所得水準を条件づける諸要因を確認し、測定することも含めるべきである。これらの諸要因は、所有権、アクセスおよび管理に関して、最もよく概念化することができる。

162. 個人の所有権は、個人に商品へのアクセスと商品の管理をもたらす。しかし、ひとがたとえその商品の所有者でなくても、無償(例えば借りる)または有償(例えば賃借する)で、彼(彼女)は依然として商品へアクセスするだろう。このアクセスは、なされた契約に依って、その商品の利用にわたる全面的な管理を伴うこともあるし、そうでない場合もあろう。例えば、商品へのアクセスから利益をうるためには、管理は特別に重要であろう。例えば、農業生産では、耕作のために使う牛や収穫のために必要な労働者は、ある特定期間にその需要が高まるが、管理の欠如は、遅れてあまり役に立たないアクセスという結果に終わるだろう。

163. これらの要因は所得や不平等に影響をあたえるのであるが、それらを測定するた

めの概念的な枠組みを開発することに、これまでほとんど注意が払われなかった。制限された所有権の問題は、本質的には階級という要因の点から考察することができる。しかしながら、地域社会研究によれば、所有権、アクセスおよび管理の問題は男性よりも女性にとって重要であることを、証明している。何故なら、生産的資源に対する女性の関係は、男性にくらべて攻撃を受けやすいからである⁴²⁾。

164. 一般に、所有権、アクセスおよび管理の指標は、特定地域レベルでの差異を測定するものであり、地域的または全国的比較可能性を必ずしも提供するものではない。しかし、農業的な背景では、農村地域間を比較するための道具として利用できる、広範な生産的資源への女性のアクセスの尺度をつくることができる(81)。開発途上国における農村所得、農村の生活水準および不平等の指標としてもっとも広く認められているものなかで、土地、畜牛、労働、信用および職業訓練は、生産のもっとも重要な要素として、また農村所得のもっとも強力な決定要素として認定されている⁴³⁾。これらの各々を以下で論ずる。

1. 女性と土地の関係

165. 生産的資源としての土地と女性との関係の尺度として⁴⁴⁾、以下のようなものが提案されている⁴⁵⁾。

(a)男性および男性世帯主との関係において、土地を持たないか、あるいは殆ど持たない女性および女性世帯主の発生率、

(b)男性および男性世帯主に対応する女性および女性世帯主の保有面積別の土地所有、

(c)保有面積別、世帯主か否か別の、土地にたいする法律上および事実上の権利。

166. 土地保有を性別に示した資料が作成されるならば、土地を女性の所得の状況や性的不平等の指標として利用することができる。土地保有に基づく女性の経済的階層分類もまた社会経済状態および経済的困窮の指標を提供する。

2. 畜牛

167. 以下の指標は、畜牛に関する女性の生産的資源を測定するために役立つであろう。

(a)男性および男性世帯主と比較して、女性および女性世帯主の畜牛非所有の発生率、

(b)男性および男性世帯主と比較した、女性および女性世帯主の頭数別畜牛の所有の発生率、

(c)頭数別、および種類別の、畜牛を使用する事実上の権利を有する女性の数、

(d)農地を耕すために畜牛を借りたり、または賃借りできる女性の数。

168. 農地を耕すという特有の需要があるために、頭数や種類が不明な畜牛の所有情報は、役に立たない。(例えば、ボツワナでは、農地の耕すために最低8頭の雄牛が必要である。)家畜に対する所有権および権利の分類として以下のようなものが開発されている⁴⁶⁾。

- (a)上位の所有、畜牛を売って生活するか、あるいは商業的にやっていくに十分な頭数、
- (b)中位の所有、農地を耕すに十分な頭数、
- (c)下位または非所有、農地を耕すにも不十分な頭数。

3. 労働

169. 労働という生産の要素は、世帯内または拡大家族内での労働の利用可能性に関連する。世帯内または拡大家族内で利用可能な労働がない場合には、女性は賃労働にたよるほかになく、彼女の利益はかなり減少することになる。

170. 女性農民、とくに世帯主である女性に利用可能な労働の範囲と質を測定するための指標を、以下の方針にそって開発する必要がある。

- (a)労働を利用できる現在の世帯員の性別および年齢別人数、
- (b)もし世帯にいれば、労働を利用できたであろう不在の世帯員の人数と彼らの性別、年齢および移住の状態、
- (c)家族と関係のある、労働を利用できる非世帯員の性別年齢別賃金率(もし分かれば)別人数、
- (d)雇い入れた外部の労働者の性別、年齢別の雇用期間と季節別雇用人数および賃金率。および賃金率。

4. 信用

171. 理論的には、信用は多くの資金源から利用できる。女性は、多くの国の公式の信用機関が信用供与の見返りに規定した要件を満たせないことが多いために、信用をうる際に、不利な扱いを受けてきた。その結果として、彼女たちは、非公式の高利の借入制度を頼らざるをえない。

172. 組織的な調査でデータが入手可能な、女性の信用へのアクセスの一つの指標は、協同組合の組合員資格であり、これは、基本的には男性の信用の源である。男性と比較し

た、女性組合員資格の発生率を測定する必要がある、世帯主である女性と男性に、別々の質問をする必要がある。国連食料農業機関（FAO）は、「保有地別および世帯主の性別の1世帯当たり制度的および非制度的信用（信用合計および農業信用）」という指標を利用することを勧告している（14）。この指標は、既婚女性の信用へのアクセスに関するデータを提供するように、さらに修正することも可能であろう。

5. 職業訓練

173. 農村女性にとっての生産的資源として、様々な種類の職業訓練のなかで、農業訓練と農業情報は特に重要である。

174. これら所得発生要因に関する情報を得るために利用できる指標のなかに、FAOが勧告する「保有地/保有者1000人当たりの男女別農業拡大職員数」がある（14）。

V. 女性の健康状態

A. 女性の健康状態に影響をあたえる基本的要因

175. 健康はライフスタイルや環境に大きく左右され、健康良好な成人であるためには、胎児の発育期から幼児期にかけての健全な基盤が必要である。この基盤はとりわけ女性にとって決定的であり、女性に特定の健康上のニーズは、成長、発達、生殖の連続的サイクルと密接に関連している。幼時から思春期まで少女を差別する傾向や慣行は、女性としての全般的な健康に悪影響を及ぼし、したがって労働者として、母親として、社会の一員としての潜在的貢献と参加を低下させている。

176. 出産は、女性にたいして、肉体的、心理的、社会的に、余分な健康上のニーズと問題を負わせている。環境条件や健康条件が劣悪な地域では、妊娠や出産の合併症および非合法の人工中絶の合併症によって、多数の女性が死亡している。出生率の水準が高い発展途上国では、妊婦の死亡率が先進国の100倍に達することもある。

177. 高い出生率は、女性と幼児の健康状態に悪影響をもたらす。したがって受胎調節は欠くことのできない健康予防策である。女性が受胎調節能力をもつことは、彼女たちの選択の幅を広げ、社会における女性の経済的、社会的地位にとって、また国の開発への参加にとって、決定的に重要である。

178. 思春期の女性にとって、低年齢で出産することは、健康上および社会的な深刻な問題を生み出しており、彼女たちの将来の教育の機会、雇用の機会、社会的機会が容赦なく奪われる恐れがある。多くの文化にみられる極端な早婚は、少女に早熟な出産を強いている。

179. 十分な栄養は、生涯を通じて必要であり、女性が健康で労働するうえで必要不可欠である。女性にとり栄養不足による貧血は大きな問題である。開発途上国では、非妊婦の少なくとも半分、妊婦の三分の二が貧血と推定されている。これは、彼女たちが重労働を負担している点からみて、とりわけ深刻である。貧血が心理的、肉体的に甚大な影響を与えるからである。貧血は疲労にたいする抵抗力を弱め、ストレスのかかる条件下での作業能力に影響を与え、ほかの病気への感染を増大させる。

180. 妊婦の栄養失調もまた女性、とくに間隔をあけずに幾度も妊娠している女性にと

って深刻な健康問題であり、彼女たちの状況全般に影響をあたえる複雑な社会的経済的要因を反映している。妊婦の栄養状態は、出産行為や出生児の体重に直接影響をあたえる。この体重は乳児の生存の機会と、それに続く発育と成長にとって決定的に重要な要因である。栄養はまた、母乳の分泌や母乳栄養にも影響を与える。これらは乳幼児の健康の鍵をにぎる要因であり、出産間隔をおくのに役立つ要因である。

181. 女性の生殖器官の伝染病は、きわめて多く、蔓延している。これらは女性の軽度の罹病者の大部分を占めており、たえず身体を衰えさせる疲労の原因になっている。これらの伝染病は、出産、墮胎、月経についての不適切な手当または貧弱な衛生状況と密接に関連している。これらには性交渉で感染する病気がふくまれ、世界中で最も広く流行している病気のなかの一つである。これらの伝染病は、女性を診察することが難しいために、しばしば放置されて、後でもっと重い合併症を引き起こすことになる。さらに、このような病気にたいする女性の否定的な態度によって、発見したり、管理することが困難である。生殖器官の伝染病の結果、不妊になることもある。ある地域では、骨盤に炎症を起こす伝染病に罹った約20パーセントの女性が不妊になっている。

B. 測定上の諸問題と指標

182. 女性の健康状態の評価には、比較に用いるべきなんらかの目標あるいは標準的な人口集団が必要である。健康発達の所定のレベルにある全く別の女性人口を比較することは、蔓延している女性特有の健康問題、例えば妊婦死亡や栄養不足を問題にするとときに役立つ。しかしながら、両性は、同じ社会、経済環境のなかで共存しているのだから、同じ人口の男女を比較することは、女性の相対的な健康状況および社会状況を、たぶんより包括的に評価するであろう(33)。

183. 健康状態の格差は、少なくとも、部分的には、外的環境が一方の性よりも他方の性にたいしてより不利に働いている状況を反映している。性別格差は、基本的には、広範な社会的文化的要因に起因するのかもしれない。一部の開発途上社会にみられる女性差別の慣行は、このような地域社会レベルの要因がいかにかに女性の生き残る機会に悪影響を与えているかをしめす顕著な例である。性別格差は、出産年齢にある女性が必要とする健康にたいする特別な配慮に与えられる優先順位が低いことから起こりうる。あるいはこの格差は個々人の健康関連行動から生ずるのかもしれない。そしてこの行動は、慢性疾患にかかる危険要因を減らすよう行動を変えようとする個人の能力の範囲内にある。

184. 健康状態の性別格差は、一部は、多くの病的諸条件の衝撃を制御するように見

える男女間の生物学的差異の反映でもある。一般に、中立的な社会環境では、そのすぐれた遺伝的資質によって、女性は男性よりもよりおおくの生存の機会をもっているであろう。社会的文化的環境が女性を差別する慣行によって特徴づけられる場合、主として幼年期、思春期、出産年齢期間にある所定の年齢の女性の死亡率は、男性と同じか、あるいはそれを上回るであろう。どちらの場合にも、死亡率の性別格差の基礎をなす生物学的要因対環境要因の正確な影響をすべて数量化することは、できそうもない。したがって、観察される格差の様々な、ありうべき原因の重大性を、いかなる程度の正確さをもっても、決定することは不可能である。それにもかかわらず、性別格差は、女性の健康状態を測定するための、不正確ではあるが非常に有益な手段である。

185. 死亡率の性別格差を検討する際、人が測定しているのは何かを考えたので、つぎにこれらの性別格差が、通常どのように測定されるかをみる必要がある。死亡率のレベルと格差を推計する間接的方法の進歩とモデル生命表の出現によって、ごく限られた統計的健康情報しかない人口について、出生時の平均余命が推計されている。残念ながら、一般に死亡率のモデル年齢パターンは、様々な年齢の女性の過剰な死亡率の可能性を認めないので、基本的な死亡率の性別パターンの分析には、不適當であろう。さらに、男女の相対的な健康状況と社会状況の指標としてしばしば利用されている出生時平均余命の性別格差は、様々な年齢の死亡率格差を総合しているために、それほど敏感ではない。女性が恵まれない国では、二つの期間、すなわち幼年期の初期と出産年齢期間に、女性の死亡率はしばしば男性の死亡率を大きく上回る。極端な場合には、このことは女性の出生時平均余命がより低下する結果となる。しかしながら、多くの場合、この状況は、女性の高年齢における相対的に低い死亡率によって、覆い隠されている。したがって、もし情報を入手することができるならば、えらばれた特定年齢の死亡率の比較のほうが、はるかに有益であろう。

186. センサスやサーベイのデータから、生存確率を得るために、間接的方法を用いる場合、この基礎となるデータは、男女別々に収集されなければならないし、一般のそのようになされている。これによって、男女別々に生存確率を計算することができるし、それによって乳幼児と児童の生き残りの性別格差をあきらかにすることができる。

187. このような性別格差は、男性と女性の相対的な状況に影響を与えるいくつかの要因を反映することができる。栄養不良は、発展途上国で伝染病によるものとされている多くの児童死亡の主要な根本原因である。少年たちよりも少女たちが、食べ物を奪われているところでは、彼女たちの生存の機会は減少する。同様に、もし少女たちが予防的処置、例えば免疫上および／または治療上の健康管理を少年たちなりに受けられないなら、

彼女たちの健康状態は悪化するであろう。したがって、保健や栄養状態の統計および保健サービスへのアクセスや利用の統計は、男女別々に作成するべきであり、そのような統計によって、児童期に必要な健康管理や栄養補給における矛盾についての、考えられ得る社会文化的あるいはその他の理由が明らかになるように思われる。

188. もっと一般的には、乳幼児および児童の死亡率（男女合計のもの）の全体的水準もまた、社会における女性の状況を示すものとなりうる。女性が家庭内および社会的な役割や仕事をいくつも割り当てられており、同時に、子どもを世話し、扶養する重荷を主として負わなければならないなら、母親にいくつもの要求が課せられるために、子どもの生き残りは損なわれるであろう。これは、出産と出産の間隔が比較的短くなると、ますます顕著になり、離乳が早くなる。特に出産間隔に関連した出産水準とパターンの統計は、女性の相対的状況をかなり深く認識することができる。

189. 先進諸国では、今世紀になって、女性とくに成人女性に有利なように死亡率の性別格差が拡大しているとはいえ、いくつかの死因による男女の相対的死亡率にみられる最近の変化は、この傾向が逆転する可能性を示している。例えば、オーストリア、デンマーク、イングランドとウェールズ、スウェーデン、米国では、1960年代半ばから肺がんによる死亡率は、男性よりも女性のほうが急速に上昇している。これは過去における煙草消費の性別格差と密接に関連している。このような関係において、多くの先進諸国で最近行われた煙草消費調査が女性の喫煙者の割合が男性よりも、しばしば実際に高いことを示していることが注目される。

190. 全体的にみて、女性の健康状況と、それに影響をあたえる社会的要因の、おそらく唯一の最も重要な指標は、妊婦の死亡率であろう。出産はもっぱら女性にとって危険なことであり、この危険は、合法的妊娠中絶の利用可能性と限度、妊娠から出産までの健康管理の効用と適用範囲、女性の栄養状態、とくに危険度の高い母親にたいする家族計画の利用可能性、重い労働負担と度重なる出産の諸結果を含む女性の状況にかかわる多くの要因を反映している。妊婦死亡率の程度とパターンを人口登録データから確認することが困難な場合には、年齢別死亡率（全死因）の性別格差のような間接的な指標から推計することが可能であろう。生命表にもとづいた、15才に達した女性が49才まで生き延びる確率を示す生存率もまた、出産年齢にある女性に課せられた一般的な死亡負担の有効な指標である。女性の生存率を男性の生存率で割れば、女性に課された過剰な死亡負担を評価することができる。このほかの方法としては、連続調査で導入されている追跡調査法のような手法を世帯調査で用いることによって、母親の生き残りに関する質問を取り入れることである。

191. 理想としては、15-19才の女性の死亡率と疾病率（損傷と廃疾を含む）の統計は、若年妊娠の危険と最も若い年齢の母子の死亡率がより一層高くなる危険をより密接に監視できるように、各才別に細区すべきである。残念ながら、とくにもっとも死亡水準の高いこれらの人口なかで通常正確な年齢を知ることができない多くの開発途上国では、このような細区分は一般に実行不可能である。

192. 死亡率の性別格差のような、周知の人口指標のほかに、この概念的枠組みのなかに、各国が女性の状況をよりよく確認するためにテストすべきものとして、下記の事項が考えられる。

- (a) 身長の比して体重が少ないことの流行
- (b) 栄養不足による貧血症の流行
- (c) 栄養不足によるこのほかの疾病の流行
- (d) 妊娠による体重増加が少ないこと
- (e) とくに妊娠最終月の女性のエネルギー消費
- (f) 労働（農業、水くみなど）の家族内分業
- (g) 家族内の食物分配と女性の栄養状態に及ぼす影響

193. 最後に、不健康や死亡率における性別格差は、人口の社会経済的、地理的、都市／農村、その他の人口集団ごとに大きく変わること留意すべきである。全国レベルで男女の健康状態の指標を編成するとき、この異質性を認めなければならない。そしてもっとも危険にさらされているこれらの集団ごとに統計を作成すべきである。

VI. 社会経済的格差と流動性

A. 基本的問題と概念

194. 男女双方の国内および国際レベルでの社会経済格差の適切な測定を概念化するには、重大な障害がある。社会学者や統計専門家がこの分野で行った経験的な研究の多くは、先進国と裕福な社会経済集団ならびに男性の社会経済的役割のステレオタイプに向けられている。社会科学の専門分野で、最も恵まれない社会経済集団について、幅広い研究がなされているが、統計専門家は、開発途上国の女性の役割と活動や社会経済状況を特別に考慮して、これら集団間の違いを効果的に測定するための、社会経済集団分類を開発し、適用する研究をほとんど行っていない。貧困集団としての女性にたいする関心が最近高まり、貧しい女性が貧しい男性よりも貧困に苦しんでいることをしめす証拠がつきつぎに現れていることは、貧しい人々のなかの性別格差と社会経済的階層化を明らかにする指標を見極めることにたいする関心を、生み出している。

195. 社会経済集団分類は、それが利用される場合、労働力と非労働力、職業および従業上の地位の定義と分類から典型的に引き出している。貧困は、統計目的のために、殆どの場合所得と消費に関して定義され、測定されているが、独立した社会経済分類が用いられない場合には、恵まれない社会経済集団の概念のかわりに、貧困の概念がしばしば用いられている。通常、社会経済集団分類の主要な基盤になっているのは、経済活動または非活動にかんする分類であるため、この分類が女性にとって不適切な諸点は、そのうちのいくつかについてはすでに論じたように、社会経済的格差の測定にも影響を及ぼす。

196. 社会経済的格差を測定する一つの方法は、女性の状況の間接的尺度として、女性全体あるいは男性と比較した女性の職業を利用することである。利用可能な職業データは、職業構造（広範な職業カテゴリ別）における不平等を測定するための相違点を示す指数と性別代表制を示す指数を作成するために、利用することができ、これは、社会経済状況の性別格差（とくに、職業における性別分布を比較するさいに）の代用指標として利用されてきた(47)。しかしながら、労働市場における性別格差は、（職業と独立した）社会経済的状況のその他の指数とはリンクしていない。階層化体系における女性の地位について、いまいえるごくわずかなことは、女性の経済的地位よりも、社会的名声の線にそった社会構造における彼女たちの位置に関連している。前にも述べたように、この点にかんして利用できる従来のデータは、社会のえらばれた階層に関するものである。

197. この方法のもう一つの大きな障害は、労働力人口と記録されない女性が、社会経済集団分類でそっくり見落とされるか、あるいは最後に記録された職業と現在の状況との関連に問題があっても、最後の職業にしたがって分類されることである。社会経済分類は、経済的であろうとなかろうと、すべての活動を考慮に入れるべきである。労働力の測定から除外されている可能性が最も高い女性は、インフォーマルな活動に従事する、低所得労働集団にはいる人たちである。

198. 女性を労働力人口に入ると見なさない場合（多くの場合、見なしていても）、彼女たちを夫と同じ社会経済集団に分類するという代替的方法がとられてきた。これは、いくつかの理由から異議が出されている。一つは、女性自身の社会経済的地位が、夫と同じであると仮定され、夫の職業によって示されていることである。第二に、この基準は、現在結婚していない女性の適用範囲を除外することである。

199. 自分自身の職業を女性の地位の指標とすることも、他の理由から反対されている。そこで論じられていることは、職業は、本来、それ自体、社会経済集団を表示するものではないということである。なぜなら、女性はしばしば自分の教育や社会的背景と関係ない職業を一労働市場の差別によってか、あるいは個人的な選択によって一求めるからである（37）。殆どの場合、他の要因とリンクしないならば、職業は、男女双方にとって、社会経済集団の一員であることの、貧弱な尺度である。男性よりも女性にとって、職業は、社会経済的格差のより劣悪な代用的指標である。なぜなら、働かない女性集団と働いている多くの女性を考慮しないからである。農村と都市の、とくに貧しい人々のなかの性差や社会経済的格差をあらわすために、参考として、もっと広範な活動分類が必要である。これを行う方法については、以下で述べることにする。

B. 特に恵まれない集団に関連する社会経済的格差についての系列と指標の選択と開発

1. 農村部における社会経済集団に関する測定

200. 国連食料農業機関（FAO）は、特定の社会経済的目標集団、すなわち、貧困層のなかの最貧困層、女性、零細農民、土地を持たない労働者の状況を説明する適切な統計が不足しているために起こる問題に対処する措置をいくつか講じている。FAOは、農業改革と農村開発の進行状況にかんする1983年FAO会議に向けた国別報告のために、いくつかの勧告されている国内監視のための社会経済指標のガイドラインを作成した（14）。

そしてこれは、中東、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの数カ国でおこなわれた国内試験研究の基礎資料として利用された。F A Oの主要な関心は、農村開発への女性参加の範囲を測定し、農業改革と農村開発計画の影響を男女別に追跡することであったから、提案されている指標は、性別に区分されたデータの欠如を改善するように考えられている。

201. F A Oの一連の報告書は、女性、零細農民、土地を持たない労働者の役割を監視し、評価するために、いくつかの国で実施された試験研究にふくまれている指標の妥当性を評価するために作成された(12)。恵まれない社会経済集団を識別するために、性別のみならず、世帯主の性別によって、一次指標を区分する必要性が強調された。この報告書では女性については、法律上の世帯主(寡婦と離婚女性)と事実上の世帯主(配偶者が一時的に家庭を離れている場合)が区別されている。報告書は、農村の状況のなかでの貧困者の条件をより一層理解するために、性別および世帯主の性別によって区分された、このほかの核となる指標を追加することを提案している。

202. 低所得で恵まれない農村の社会経済集団にかんする測定について、F A Oの報告書は、以下のカテゴリーの情報が必要であることを強調している。(a) 女性と土地との関係が不安定であるため、また社会経済的格差の尺度としては、所得よりも土地所有権、保有面積、土地の諸権利のほうが多くの特長で優れているために、以下の事項を明確にすることが重要である。

(i) 土地に関連する性別格差を確認するために、性別、世帯主の性別、社会経済集団別に区分した、土地所有権、土地保有面積および適用可能ならば土地に対する諸権利(用益権)。女性世帯主の場合には、土地と関係がある法律上または事実上の世帯主の数。

(ii) 土地所有権、土地保有面積、土地に対する諸権利と関連して、性別、世帯主の性別、女性世帯主の場合には、法律上または事実上の世帯主別に区分された、栽培作物のタイプ。

(iii) 特定の農業地域(例えば、ボツワナ)における牛の重要性を考慮して、性別、世帯主の性別、女性世帯主の場合には、法律上または事実上の世帯主別に区分された、家畜集団の所有権と頭数。

(b) 自給経済から現金経済への急速な移行が生ずる場合、特に農業および非農業的農村経済の構造に占める男女それぞれの位置と関連させて、男性と比較した女性の社会経済集団別分布を確認する必要がある。以下の事項について、農業部門と農村の非農業部門の別々のデータを、性別、世帯主の性別、女性世帯主の場合には、法律上または事実上の世帯主別に収集する必要がある。

(i) 現在よりももっと包括的で信頼性の高い形態での経済活動率

(ii) それぞれの職業分類のなかでの職務

- (iii) 職場（農場、プランテーション、工場、自宅等）
- (iv) 従業上の地位（使用者、自営業者、無給の家族従業者等）
- (v) 平均日給賃金率

(c) 特の農業部門の農閑期を考慮して、またこの現象が性別に明示される差別的なあらわれ方、そしてそれが世帯主を含む様々なカテゴリーの女性に及ぼす影響を考慮して、農業労働者の総労働可能日数に占める失業労働日数の割合に関する統計が必要である。これを詳しく述べると、以下のとおりである。

(i) 男性農業労働者と比較した、女性農業労働者が一年間に働いた平均週数／月数

(ii) 男性労働者と比較した、女性農業労働者の総労働可能日数に占める失業労働日数（週、月）の割合

(d) 農村の諸団体の会員であることが、生産的資源（信用、技術的知識、訓練等）の利用を容易にしているという重要な機能をもっているために、このような機会に関連した男性と女性の差別的状況を、以下のような質問事項を含めることによって、評価すべきである。

(i) 協同組合、諸団体、自助グループ等の男女の会員、

(ii) 諸団体の会員資格は男女に開放されているか、あるいは男性のみか、女性のみ開放されているか。

2. 都市部における社会経済集団に関連する測定

203. 開発途上国の都市人口の過半数を構成する都市貧困者のなかの社会経済的格差に関する概念的な研究は殆どおこなわれていない。周辺性（marginal）とかインフォーマルセクター（informal sector）という用語は、都市生活の快適さのない都市経済の周辺にいる住民や活動を表すために、しばしば用いられている。都市の労働者階級を一つのカテゴリーとして、統計的にとらえようとする試みはほとんどないようである。

204. この段階では、センサスとサーベイからすぐに入手できる情報を用いて、経験的な基盤にもとづいて、都市の貧困者を測定し、性別社会経済格差の適切な指標を選択する努力をすべきである。当初は経済的周辺者、労働者階級、家内企業に集中するほうが賢明であろう。これらの集団に属する人々を把握するために以下で提案されている統計は、一部はセンサスの情報から入手でき、サーベイデータから、よりまとまった形で入手できる。将来の調査設計において、都市人口の社会経済格差に内在する複雑さを、もっと正確にとらえるために、あらたな質問事項を導入することになるであろう。

205. 現在の実験的段階では、女性のなかの経済的周辺者を一全体的かつ男性との比

較において一把握するために、下記の都市集団を確認し、測定することが提案されている。

(a) 都市成人総人口、都市労働人口、男性家庭内サービス労働者と比較した個人世帯にいる女性サービス労働者（国際標準職業分類 I S C O で別個に識別されない）

(b) 独立労働者である男性サービス労働者と比較した、独立労働者であるサービス労働者に分類される女性（I S C O 大分類 5）

(c) 都市の女性労働者および独立労働者である男性販売労働者と比較した、独立労働者である販売労働者に分類される女性（I S C O 大分類 4）

(d) 都市の全女性労働者および男性の都市の独立労働者と比較した、都市独立労働者に分類される女性

(e) 失業している都市の女性

職業を確認できないか、あるいは適切に表示されていない女性労働者の数と属性を詳しく調べなければならない。

206. 労働者階級のなかでの、男性と比較した、女性の差別的な位置は、むしろ詳細な職業カテゴリーを用いて、下記のような集団を識別し、測定することによって、明らかにすることができる。

(a) 都市の全労働力人口および男性生産および関連労働者と比較した、生産および関連労働者に分類される女性（I S C O 大分類 7/8/9）

(b) 都市の全女性労働者および男性の販売、事務および関連労働者と比較した、販売、事務および関連労働者に分類される女性（I S C O 大分類 3 と 4）

(c) 都市の全女性労働者および男性の専門的、技術的、経営的、管理的労働者と比較した、専門的、技術的、経営的、管理的労働者に分類される女性（I S C O 大分類 0/1 および 2）

(d) 男性労働者の日給賃金率と比較した、詳細な職業カテゴリー別女性都市労働者の日給賃金率

207. 最後に、女性の都市の事業家を測定するために、使用者である女性を、全都市労働力人口、男性労働者および使用者との関連で確認しなければならない。

C. 女性の流動性と機会へのアクセスの測定

1. 社会的流動性

208. 流動性の問題は、特に開発途上国では、統計的概念化、データ収集、調査結果の分析であまり取り上げられてこなかった。これは男女とも同じである。

209. 定義によれば、社会階層の地位は、階層体系における現在の位置をいうのであり、それは、慣例では、社会経済集団と関連した教育、職業、所得にみられる不平等によって測定されている。しかしながら、流動性は、上昇または下降への変化の過程であり、社会経済集団の構成員にみられる変化によって、また、一人の対象者に関する教育、職業、所得にみられる変化によって測定される。したがって、人々は、結婚する相手について、社会経済集団間および集団内についての、また民族や宗教の線にそって、幾世代にもわたって、このような変化を、追跡している。

210. 女性については、何よりも先ず、他の女性、出身家族内の男性、結婚している場合には夫との関係において、女性自身の流動性を跡づける統計と指標を開発することが重要である。第二に、一女性自身の教養または結婚選択によって一社会階層体系にしめる女性の現在の位置が、社会的流動性の観点からみて、上昇しているのか、あるいは下降しているのかを決定することが重要である。

211. これらの線にそって、流動性の過程を概念化することは、以下のような基本的パターンを説明する特定の統計と指標の必要性を高める。

- (a) 男性の流動性パターンとは対照的な、父親と娘の間の世代間の職業的流動性⁴⁷⁾
- (b) 母親と娘の間の、世代間の職業的流動性
- (c) 自身の職業に関する男性又は女性の世代内流動性とは対照的な、結婚による女性の世代間の職業的流動性（夫と比較される父親）（47参照）

212. 確認された比較すべき統計と指標には、下記のような測定を含めるべきである。

- (a) 職業的継承における性差の直接的測定⁴⁸⁾
- (b) 女性とその出身家族の間の流動性における格差の直接的測定
- (c) 女性のなかでの流動性における世代間格差の直接的測定
- (d) 女性の社会経済的地位の決定要因としての結婚選択の重要性の測定

213. 結婚による流動性よりも世代間の流動性を強調することは、それだけで、現在結婚していない女性を測定に含めることになる⁴⁹⁾。より重要なことは、このような方法は、女性自身の流動性パターンを形成するのに役だってきた伝記風の変数を確認する調査に、より鋭く焦点を当てていることである。

214. 強調しなければならないことは、流動性における性別格差の測定値とそれから導き出された指標を解釈する際には、女性の労働力参加と婚姻状態、ライフサイクル段階、また多少とも宗教的/民族的背景が相互に関連しあっていることを、考慮しなければならないということである。

2. 機会へのアクセス

215. 家族的背景という変数は、教育の領域と職業の領域での達成を実現する多くの影響の一つにすぎない。これらの線一男性よりもずっと影響をうける一にそった女性の行為は、教育と仕事の機会への平等なアクセスに関連する、考慮すべき構造的な問題に影響される。女性が、このような機会に対して男性と同じアクセスを持つ範囲は、教育と労働市場における差別の発生で、測定することができる。

216. 教育上、または労働市場に出る前の差別は、女性が労働市場で実際に競争するために必要な技能の修得を妨げられているかどうかを反映している。

このような不平等の測定は、以下に示すように、女性が一定の水準の教育、技能、専門的職業等へのアクセスを持たない範囲に、焦点を絞るべきである。

- (a) 明確な拒否
- (b) 制限を課すこと
- (c) 暗示的失望

217. 労働市場の差別は、同じような教育上の属性およびその他の生産性を高める属性をもった女性と男性が、労働市場で不平等に扱われる範囲を反映している。このような差別の指標には、以下のようなものがある⁵⁰⁾。(a) 特定の職務の遂行または特定のレベルへの昇進から女性を除外すること

- (b) 同じ職務を遂行して、賃金で性別格差をつけること
- (c) 女性にみられる教育上の資格と職務の不適合、男性にはないことであるが、女性の場合、有している教育上の資格よりも低い職務にしか就くことができない。

注

() 内の数字は本書の巻末にある参考文献の番号である。

1) 統計の性に基づく偏りの潜在的原因を概観したものは、1980年に国連によって、ワーキングペーパーとして刊行されている (ST/ESA/STAT/99)。この報告書は、国内および国際的統計の概念、分類、定義における性的な偏りの起こりうる原因を分析している。

2) 国連の社会指標のための暫定的ガイドラインと例示シリーズ(52)では、社会問題の以下の領域が確認されている。A. 人口、B. 家族形成、家族および世帯、C. 学習と教育サービス、D. 所得獲得活動と非活動、E. 所得分布、消費、蓄積、F. 社会保障と福祉サービス、G. 健康、保健サービス、栄養、H. 住宅とその環境、I. 公共の秩序と安全、J. 時間利用、K. 余暇と文化、L. 社会階層と流動化。

3) E/CN.3/1983/18, 11-18項参照

4) 開発指標リストに基づいて男女の比較をおこなう試みは、国連社会開発研究所によって、1970年前後のデータを使ってなされている。全部で73の「開発指標」から、6個の変数について、男女比較をできることが証明された。それらは、出生時の平均余命、5-19才の人口に占める割合で表された初等/中等学校在籍者数、15-19才の人口に占める割合で表された職業学校在籍者数、20-29才の人口1000人当たりの高等教育在籍者数、15-59才の人口に占める割合で表された製造業における経済活動人口、15-59才の人口に占める割合であらわされた専門的、技術的および関連労働者(71)。

5) 指標としての「利用可能な選択権」の概念の理論的展開については、(42)参照

6) (69)所収のMalika El Belghiti, "The case of Morocco"およびMere Kisekka, "The case of Nigeria and Uganda"参照

7) (69)所収のAsok Mitra, "The case of India"およびJoycelin Massiah, "The case of the Commonwealth Caribbean"参照

8) (69)所収のJoycelin Massiah, "The case of the Commonwealth Caribbean"参照

9) 世帯主の性別を確認することにたいする抵抗は、二つの異なる理由によって生じている。第一の立場は、世帯主または家族の長という概念は、文化的にも統計的にも、西欧人か、開発途上国の西欧化された人たちによって押しつけられたというものである。このような説明にたいして、開発途上国の家族構成や権威のパターンを研究している研究者たちは、異議をとなえている。もう一つの立場(37)参照は、西欧諸国により当てはまるものであり、世帯主という概念は、西欧型結婚の平等的関係では無意味であるというものである。

10) 人口学的属性と世帯の経済的地位のリンケージの議論については、(32, 79)参照。そのほか(6, 31, 36)は、世帯の人口学的属性にしたがって、世帯のタイプとその相対的な経済的状况をモデルで識別する方法を述べている。

11) 国連出版物、発売番号E. 78. II. E. 6, 99項

12) もう一つの世帯分類法は、ロンドン政策研究所が開発したもので、女性の婚姻状態や家族のライフサイクル等の文脈における女性にかんする情報を組織化するものである。この方法は、最小世帯単位調査として知られており、世帯全体の特徴を説明するのに、特定の一人を使わないように、綿密に工夫されている。

13) 性別年齢別世帯構成に関する情報が世帯/所得調査で入手できる場合、女性世帯主世帯は、潜在的福利にかんするかぎり、恵まれない世帯とみられてきた。ボツワナの農村の男性世帯主世帯と女性世帯主世帯を比較すると、後者のほうが小さく、成人が少なく、子どもの養育負担が大きく、平均所得は男性世帯主世帯の半分にも満たない(世帯の外部から受け取った送金を除く)

(31)。一部のラテンアメリカ諸国での、世帯構成のデータも女性世帯主世帯が講じている対策を示している。すなわち、核家族の不在を非親族の居住者で穴埋めしているのである(46, 74)。

14) ルワンダの1970年のセンサスでは、女性世帯主のコンパウンド(compound)の平均的な大きさは、30-39才の女性では4.5人、30才未満の女性では2.0人、60才以上の女性では1.5人であった。高齢の男性世帯主と女性世帯主のコンパウンドを比較すると、女性世帯主は一人暮らしをしているのにたいして、男性世帯主は3-4人でくらしている。

15) 世帯構成のデータに、成人世帯員の経済活動や所得といった属性を含めることができる。ルワンダの1970年センサスは、世帯主の婚姻状態、世帯の規模、世帯の経済活動人口の数別にクロス集計した情報を提供している。

16) ボツワナでは、30才未満の女性世帯主は、おなじ年齢の男性世帯主の収入に匹敵する収入を得ている。30才を過ぎると、女性の場合、年齢と所得の関係は逆転するようであるが(収入が減少する)、男性についてみると、この関係は比例し、年をとるにつれて所得もかなり増える(31)。

17) ザンビアのデータ(28)は、他の調査結果とは逆に(6, 81)、離婚した女性世帯主のほうが、寡婦よりも暮らし向きがよくなっていることを示している。前者は世帯主の寡婦にくらべて、若く、教育程度も高く、世帯内に若者や成人の子どもや姉妹がおり、耕作面積が広く、余剰生産物があり、食料農産物を現金販売していると報告している。後者のグループは、若い孫がいるだけの祖母である場合が多い。

18) 例えば、国連人口センサス勧告(51)に記されている婚姻状態のカテゴリーは、下記のカテゴリーのみである。(a)独身、(b)既婚者、(c)寡婦、再婚せず、(d)離婚者、再婚せず、(e)既婚者、別居(2, 97項)。しかしながら勧告は、「カテゴリー(b)は、契約結婚

が83パーセント、女子が69パーセントであった。

24) パキスタンで行われたカリキュラムと教科書の内容分析は、この点の例証となっている。女性はあまり登場しない。登場しても、名前がなく、母親、妻、姉妹といった呼称で識別される。女性が係わる活動は、家族の役目に集中している。少女は、受け身で、何も達成せず、いかなる主導権も持たない人として描かれ、一般に社会的に価値のある目標を達成することは期待されていない(44)。

25) この転換には、三つの理由がある。ひとつは教育の下部構造に巨額の投資をしているにもかかわらず、一部の国では、依然として増加する学齢期の人口を、正規の教育制度に完全に吸収することができないことである。第二の理由は、労働市場での技能にたいする需要と、正規の教育機関で受ける訓練の種類との間に、大きな食い違いがあることが知られているからである。第三の理由は、教育制度を迂回して教育を受けないまま大人になり、市場性のある技能を身につけるための基礎訓練を受けるべき人たちが、人口のなかで大きな割合を占めていることである。このグループの大半は、女性である。

26) 一般的な期待は、教育を受けることによって、女性の労働力参加が増加し、近代的部門の活動に移行するための女性の能力が高まり、職業分類の専門的技術的部門の広範な分野で、女性の代表性が高まることである。しかしながら、女性の教育と、その労働傾向および労働能力との間の相関関係については、矛盾した調査結果がでている。いくつかの研究では、この二つの変数の間に密接かつ肯定的な関係を認めている(9,81)。また別の研究は、高度の教育を受けた女性は、典型的に、高度の教育を受けた男性と結婚し、働く必要がないかあるいは働くべき動機もないから、教育は労働力参加を低下させるかもしれないと主張している(45)。また経済発展の異なる段階で、女性の教育達成と労働力参加の間の関係が変化する見通しについても、意見がわかれている(7,45)。

27) ILO, *International Recommendations on Labour Statistics* (ジュネーブ、1976年) 参照。

28) 第13回国際労働統計家会議に出席した一部の代表は、季節的および断続的労働力活動をより適切に説明する用語として、「周期的活動」(periodically active)を提案した。

29) 「労働可能」(available for work)という状態を定義するための適切な基準を明確にすることには、主観的な意味あいがあり、確かめることは容易でないことが認められている。しかしながら、ジャマイカは、数年間、失業統計の収集で、可能性(availability)という概念を用いて成功している。Jamaica, Department of Statistics, *The Labour Force* (Kingston, annual) 参照。

30) 仕事をもっているが、休業中の人および複数の仕事を持っている人については、説明が少ないために、賃金や給料をもらう雇用と自営業にかんする境界問題がある。(23) 57-106項参照。

31) 多くの国で、仕事やそのほかの活動を含む時間利用の詳細な統計が収集されている。女性の問題との関連で、この分野の統計分析は、極めて有益であり重要であるが、本書の研究範囲をこえている。国連統計委員会は、1978年にこの分野の研究を検討するための、簡単な報告書を準備し("Progress report on the development of statistics of time-use, report of the Secretary-General" E/CN.3/519)、もっと詳しい専門的資料を現在作成中である。特に女性の問題と関係が深い、いくつかの時間利用研究が、インドのニューデリーの社会調査信用研究所によって行われている。例えば、以下を参照せよ。D.Jain and M.Chand, "Report on a time allocation study, its methodological implications"(New Delhi,1982), D.Jain "Integrating women into the state five year plan"(準備中), D.Jain and M.Chand, *Women's Quest for Power*(New Delhi, Vikas Publishing House,1980).

32) 国連統計局は、世帯と小規模産業の統計計画に関する勧告を作成中である。勧告の草案は、1984-85年に発表され、各国に配布され、コメントが求められよう。

33) 所得分布統計の改善のための努力の詳細については、(50) 参照。

34) 女性世帯主世帯の相対的貧困と所得十分位数の全てにわたって分布を確定しようとする最近の試みは、食い違う所得推計値、適用する方法と概念定義の違い、様々な分析単位(例えば、世帯全体、1人当たり、成人等価基準)に基づく所得推計値によって、矛盾する研究結果を生み出している。測定問題の論議については、(29) 参照。

35) 家内生産についての関心の理論的基礎は、「新家庭経済学校」に由来し、また生産、消費および意思決定の単位としての世帯に焦点を絞っていることに由来する(4,16)。家内生産は、市場製品が個人の時間と組み合わせられて、家庭の実用的な役目に直接入る商品を生産する一つの過程と考えられている(5)。

36) 1975年の国連国際女性年世界会議が採択した世界行動計画は、主要な目標の一つとして、家内生産に対して経済的価値を付与することを選択した。この計画は、女性の経済的貢献を評価するために、科学的で信頼できるデータベースの開発を要求し、「家事、家庭内の雑事、手工芸その他家内経済活動の経済的社会的貢献」を測定するために、特別の努力をすべきことを特に明記している。(Report of the World Conference of the International Women's Year, Mexico City, 19 June-2 July 1975, United Nations publication, Sales No.E.76.IV.1, 第1部、第2章、A、168項(c))

37) 国民経済計算における、自給活動と世帯部門の活動の取り扱いの検討については、(58,付録A) 参照。(58)を検討した専門家の反応については、(56と59,7-8項) 参照。また"The System of National Accounts,review of major issues and proposals for future work and short term changes"ESA/STAT/AC.15/2 と国連国民経済計算の再検討と開発に関する専門家グループ会議の報告書、1982年3月22-26日、ニューヨーク、(ESA/STAT/AC.15/8)、16,

17,20項参照。

38) 家内生産とレジャーの区別が問題になっている。Boulding (8) は、スポーツ、創造的な仕事、瞑想に費やした時間を、家族活動の人的サービスの側面の一部に含め、このような側面は家内生産に含めるべきであると主張している。KingとEvenson (30) は、子どもと遊ぶこと、教会活動、祝祭活動をレジャーに含める。Walker (75) は、単に回答者に質問して、かれら自身に行動を分類させることによって、レジャーと労働を区別している。例えば、母親にたいして、子どもを養育する義務をはたしているのか(労働)、あるいは子どもと遊んだり、楽しんだりしているのか(レクリエーション)と質問することによって、彼女自身の認識で区別している。Mueller (35) は、ベッドに入ってから起きるまでの睡眠時間を、レジャーの概念から除いている。

39) *International Standard Industrial Classification of all Economic Activities*, Statistical papers, Series M, No. 4, Rev. 2 (United Nations publication, Sales No. E. 68. XVII. 8).

40) *A System of National Accounts*, Studies in Methods, Series F, No. 2, Rev. 3 (United Nations publication, Sales No. E. 69. XVII. 3 and Corrigendum) 6.19項

41) I. Palmer, *The Newow Case: Case Studies of the Impact of Large Scale Development Projects on Women: A Series for Planners*, International Programs Working Papers, No. 7 (New York, The Population Council, 1979).

42) 女性世帯主が生産資源にたいして持っているアクセスを文書化する重要性は、F A Oの農業改革と農村開発を監視し、評価するための社会経済指標にかんする専門家協議会が強調している。これらの会合は、貧困指標を、世帯主の性別に区分して、農村地域の所得格差を測定することを勧告した(12, 13, 41)。

43) 農村の生産性と所得に直接関係がある、その他の要素は、訓練や、農場外就業や技術へのアクセスである。(81) 参照。

44) この問題の全般的再検討については、(15) 参照。

45) 最初の二つの測定は、F A Oの農業改革と農村開発を監視し、評価するための社会経済指標に関する専門家協議会が、強力に推している(12, 41)。46) 特に女性に関連する農業生産関係の所有権/利用パターンの分類については、(6) 参照。

47) 世代間流動性の測定の論議については、(17) 参照。1962年アメリカ現在人口調査の補足調査には、現在20-64才の配偶者がいる夫にたいして、彼の妻が16才のときの、妻の父親の職業をたずねる質問が含まれていた。夫は、この質問に答えるために、しきりに妻の助けを求めた。妻の父の職業という変数は、釣り合いのとれた結婚と、それが社会的流動性と出生率に与える影響に関する分析に利用された。

48) アメリカでは、父親の職業に反映される男女の経歴と、女性の労働力の現在の状態の間に、さほど強い相関関係はない。労働力参加に影響をあたえる主要な要因は、性

別である。同様に、労働力に参加する男女の間に、父親の職業についての大きな違いはない。世代間の職業流動性パターンにおける男女の違いの殆ど（全部ではない）は、男女の差別的職業分布に帰するといえる。男性は、女性にくらべて、その社会的地位が父親に近い職業に就くことが多い。

49) 例えば、1962年のアメリカ現在人口調査では、女性の世代間流動性の分析は、配偶者がいる妻に限定され、既婚女性のなかでの分析は除外された。また労働力の参入していない主婦も除外された。

50) *Compiling Social Indicators on the Situation of Women, Studies in Methods, Series F.No. 32, United Nations publication, Sales No. E. 84. Xvii. 2*参照。

参考文献

1. Anker, R. M. Buvinic and N. H. Youssef, eds., *Women's Roles and Population Trends in the Third World* (London, Croom Helm, 1982).
2. Association of African Women for Research and the Development and the Dag Hammarskjöld Foundation, "Another development with women", papers presented at the Seminar on Another Development with Women, Dakar, 21-25 June 1982, Development Dialogue, 1982, No. 1-2.
3. Baster, N., *The Measurement of Women's Participation in Development: The Use of Census Data*, D. P. 159 (Brighton, England, Institute of Development Studies, 1981).
4. Becker, G. S., "A Theory of the allocation of time", *Economic Journal*, vol. LXXV, No. 299 (September 1965), p. 493.
5. Birdsall, N., "Measuring time use and nonmarket exchange", in *Third-World Poverty*, W. P. McGreevey, ed. (Lexington, Mass., Lexington Books, 1980).
6. Botswana, Ministry of Agriculture and Central Statistics Office National Migration Study, "Urban and rural female-headed households' dependence on agriculture", by Carol Kerven (Gaborone, 1979).
7. Boudon, R., *Education, Opportunity and Social Inequality: Changing Prospects in Western Society* (New York, John Wiley and Sons, 1974).
8. Boulding, E., "Measures of women's work in the third world: problems and suggestions", in *Women and Poverty in the Third World*, M. Buvinic, M. A. Lycette and W. McGreevey, eds. (Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1983).
9. Bowen, W. G. and T. A. Finegan, *The Economics of Labor Force Participation* (Princeton, Princeton University Press, 1969).
10. Buvinic, M., M. A. Lycette and W. McGreevey, eds., *Women and Poverty in the Third World* (Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1983).
11. Buvinic, M. and N. H. Youssef with B. von Elm, *Women-Headed Households: The Ignored Factor in Development Planning* (Washington, International Center for Research on Women, 1978).
12. Food and Agriculture Organization of the United Nations, "Adequacy of the indicators and pilot studies for low income and other disadvantaged groups", reports prepared for the regional Expert Consultation Meetings on Socio-

economic Indicators for Monitoring and Evaluating Agrarian Reform and Rural Development, for the African Region, Addis Ababa, 10-15 May 1982 (ESH/ESS:ARRD/AF/4) and for the Asia and Pacific Region, Bangkok, 19-24 April 1982 (ESH/ESS:ARRD/AP/4); and "Adequacy of socio-economic indicators for monitoring and evaluating low income and disadvantaged groups", reports prepared for the regional Expert Consultations on Socio-Economic Indicators for Monitoring and Evaluating Agrarian Reform and Rural Development for the Latin American and Caribbean Region, La Paz, 25-28 May 1982 (ESH/ESS:ARRD/LA/4) and for the North African and Middle Eastern region, Tunis, 14-19 June 1982 (ESH/ESS:ARRD/NE/4). これらの報告書は、FAOの顧問であるC. Safilios-Rothschildによって作成された。その内容は、この執筆者によって、(41)の中に要約されている。

13. FAO of the United Nations, "The state of statistics on women in agriculture in the third world", paper submitted to the United Nations Expert Group on Improving Statistics and Indicators on the Situation of Women, New York, 11-15 April 1983 (ESA/STAT/AC.17/7-INSTRAW/AC.1/7) and to the FAO Expert Consultation on Women in Food Production, Rome, 7-14 December 1983 (ESH:WIFP/83/13). FAOの顧問である C. Safilios-Rothschild によって作成された。
14. FAO of the United Nations, "Provisional Guidelines on Some Recommended Indicators for National Monitoring Purposes and Reporting to 1983 FAO Conference on Progress in Agrarian Reform and Rural Development" (Rome, 1982).
15. FAO of the United Nations, Human Resources, Institutions and Agrarian Reform Division, "The legal status of rural women", by Lisa Bennet (Rome, 1979).
16. Gronau, R., "The intrafamily allocation of time: the value of the housewives' time" *American Economic Review*, vol. LXIII, No. 4 (September 1973), p. 634.
17. Hauser, R. and D. L. Featherman, *The Process of Stratification: Trends and Analysis* (New York, Academic Press, 1977).
18. Institute of Social Studies Trust, "National study on female headed households" (New Delhi, n. d.).
19. International Center for Research on Women, Bringing Women in: *Towards a New Direction in Occupational Skills Training for Women* (Washington, 1980).
20. International Center for Research on Women, "Reflections on a building block approach for formulation of international recommendations on labour force statistics" (MEHS/1981/D. 3).
21. International Labour Office, "An alternative approach for collection and presentation of labour force data" (MEHS/1981/D. 4).

22. ILO, Ninth International Conference of Labour Statisticians, *International Classification according to Status, Reprt III* (Geneva, 1957).
23. ILO, Thirteenth International Conference of Labour Statisticians, *Report of the Conference* (ICLS/13/D.11, final version).
24. Jain, Devaki, "Development as if women mattered , or, can women build a new paradigm?" (New Delhi, Institute of Social Studies Trust, 1983).
25. Jain Devaki, "Women in employment: some preliminary observations", paper presented at the workshop on Women and Poverty, Calcutta, 17-18 March 1983.
26. Jain Devaki and Malini Chand, "The importance of age and sex specific data collection in household surveys", paper presented at the United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific Seminar on Household Surveys, Bangkok, 15-26 September 1980. この会合の報告書と勧告については、(55) 参照。要約と議事録については、(54) 参照。
27. Jain Devaki and Malini Chand, "Patterns of female work: implications for statistical design, economic classification and social priorities", paper presented for the National Conference on Women's Studies, Bombay, 20-24 April 1982.
28. Jiggins, J., "Female headed households among subsistence cultivators in the central and northern provinces in Zambia", paper presented at the Ford Foundation Workshop on Women and Agricultural Production in Eastern and Southern Africa, Nairobi, 1980.
29. Jodha, N.S., "Consideration in measurement of rural household income" (Hyderabad, International Crops Research Institute for the Semi-Arid Tropics, 1976).
30. King, E. and R. Evenson, "Time allocation and home production in Philippine rural households", in *Women and Poverty in the Third World*, M. Buvinic, M. A. Lycette and W. McGreevey, eds. (Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1983).
31. Kossoudji, S. and E. Mueller, "The economic and demographic status of female headed households in rural Botswana", University of Michigan, Population Studies Center, Research Report No. 81-10 (Ann Arbor, 1981).
32. Kuznets, S., "Demographic aspects of the size distribution of income: an exploratory essay", *Economic Development and Cultural Change* (Chicago), vol. 25, No. 1 (October 1976), p. 1.
33. Lopez, Alan D. and Lado T. Ruzicka, eds., *Sex Differentials in Mortality: Trends, Determinants and Consequences*, selection of the papers presented at the

- Australian National University/United Nations/World Health Organization meeting, Canberra, 1-7 December 1981 (Canberra, Australian National University, 1983).
34. Merrick, T. and M. Schmink, "Households headed by women and urban poverty in Brazil", in *Women and Poverty in the Third World*, M. Buvinic, M. A. Lycette and W. McGreevey, eds. (Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1983).
 35. Mueller, E., "Measuring women's poverty in developing countries", in *Women and Poverty in the Third World*, M. Buvinic, M. A. Lycette and W. McGreevey, eds. (Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1983).
 36. Musgrove, P. and R. Ferber, "Identifying the urban poor: characteristics of poverty households in Bogota, Medellin, and Lima" *Latin American Research Review* (University of North Carolina), vol. XIV, No. 2 (1979), p. 25.
 37. Nissell, M., "Women and government statistics: basic concepts and assumptions" (London, Policy Studies Institute, n. d.).
 38. Organisation for Economic Co-operation and Development, Development Centre, *Non-monetary (Subsistence) Activities in the National Accounts of Developing Countries*, by D. W. Blades (Paris, 1975).
 39. Psacharopoulos, G., *Returns to Education: An International Comparison*, (Amsterdam, Elsevier, 1973).
 40. Sobot, R. H., "The meaning and measurement of urban surplus labour", *Oxford Economic Papers*, vol. 29, No. 3 (November 1977), p. 389.
 41. Safilios-Rothschild, C., "Adequacy of socio-economic indicators for monitoring and evaluating the impact of agrarian reform and rural development on women, small farmers and landless laborers" (New York, 1982).
 42. Safilios-Rothschild, C., "Female power, autonomy and demographic change in the Third World", in *Women's Roles and Population Trends in the Third World*, R. M. Anker, M. Buvinic and N. H. Youssef, eds. (London, Croom Helm, 1982).
 43. Safilios-Rothschild, C., "Methodological problems involved in the cross-cultural examination of indicators related to the status of women", paper presented at the Population Association of America annual meetings, Toronto, 1972.
 44. Smock, A. C., *Women's Education in Developing Countries: Opportunities and Outcomes* (New York, Praeger, 1981).
 45. Standing, G., "Education and female participation in the labour force", *International Labour Review* (Geneva), vol. 114, No. 3 (November-December 1976), p. 281.
 46. Tienda, M. and S. O. Salazar, "Female headed households and extended family

- formation in rural and urban Peru". University of Wisconsin. Center for Demography and Ecology, working paper 79-34. (Madison, 1980).
47. Tyree, A. and J. Treas, "The occupational and marital mobility of women" *American Sociological Review*, vol. 39, No. 3 (June 1974), p. 293.
 48. United Nations, Department of Economic and Social Affairs, *Methods of Projecting Households and Families*, Population Studies, No. 54 (Sales No. E. 73.XIII.2).
 49. United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistical Office, *Provisional Guidelines on Statistics of the Distribution of Income, Consumption and Accumulation of Households*, Statistical Papers, Series M, No. 61 (Sales No. E. 77.XVII. II and corrigendum).
 50. United Nations, Department of International Economic and Social Affairs, Statistical Office, *Handbook of Household Surveys* (revised edition), Studies in Methods, Series F, No. 31 (Sales No. E. 83.XVII.13).
 51. United Nations, Department of International Economic and Social Affairs, Statistical Office, *Principles and Recommendations for Population and Housing Censuses*, Statistical Papers, Series M, 67 (Sales No. E. 80.XVII.8).
 52. United Nations, Department of International Economic and Social Affairs, Statistical Office, *Social Indicators: Preliminary Guidelines and Illustrative Series*, Statistical Papers, Series M, No. 63 (Sales No. E. 78.XVII.8).
 53. United Nations, Development Advisory Team for the South Pacific, *Estimating Non-monetary Activities: A Manual for National Accounts Statisticians*, E. C. Dommen, ed. (Fiji, 1974).
 54. United Nations, Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, *Household Surveys in Asia: Organization and Methods* (Bangkok, 1981).
 55. United Nations, Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, "Report of the Seminar on Household Surveys", Bangkok, 15-26 September 1980 (E/ESCAP/STAT.4/11-E/ESCAP/STAT/SHS/19).
 56. United Nations, Economic and Social Council, Statistical Commission, "Future directions for work on the System of National Accounts (SNA): report of the Secretary-General" (E/CN.3/541).
 57. United Nations, Economic and Social Council, Statistical Commission, "Progress report on national and international work on social indicators and on related concepts and classifications for general use: report of the Secretary-General" (E/CN.3/1983/18).

58. United Nations, Expert Group on Future Directions for Work on the United Nations System of National Accounts, "Future directions for work on the United Nations System of National Accounts" (ESA/STAT/AC.9/1).
59. United Nations, Expert Group on Future Directions for Work on the United Nations System of National Accounts, "Report of the meeting" (ESA/STAT/AC.9/5).
60. United Nations Secretariat, "Sex-based stereotypes, sex biases and national data systems" (ST/ESA/STAT/99). 田中尚美訳(1991)「国連 性的ステレオタイプ、性的偏り、および国家統計システム」法政大学日本統計研究所『統計研究参考資料』No. 34
61. United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization, *Comparative Analysis of Male and Female Enrolment and Illiteracy*, Current Studies and Research in Statistics (CSR-E-36) (Paris, 1980).
62. UNESCO, "Comparing population census and institutional data on participation in education: uses and limitations of the two sources", by Robert Johnston and Dennis O'Brien (ST-83/WG/15) (Paris, 1983).
63. UNESCO, *Guidelines for the Collection of Statistics of Literacy Programmes* (Preliminary Manual), Current Studies and Research (CSR-E-34) (Paris, 1979).
64. UNESCO, *International Standard Classification of Education (ISCED), Abridged Edition* (ED/BIE/CONFINTED.35/Ref.8) (Paris, 1975).
65. UNESCO, *Manual for the Collection of Adult Education Statistics*, Current Studies and Research in Statistics (CSR-E-15) (Paris, 1975).
66. UNESCO, *Participation of Women in R and D-A Statistical Study*, Current Studies and Research in Statistics (CSR-S-9) (Paris, 1980).
67. UNESCO, *Practical Guide for the Collection of Statistics on Out-of-School and Adult Education* (Paris).
68. UNESCO, *Statistics of Educational Attainment and Illiteracy, 1945-1974* Statistical Reports and Studies, No.22 (Paris, 1977).
69. UNESCO, *Women and Development: Indicators of Their Changing Role*, Socio-economic Studies 3 (Paris, 1981).
70. United Nations Research Institute for Social Development, *Monitoring Changes in the Conditions of Women-A Critical Review of Possible Approaches*, by I. Palmer and U. Von Buchwald, Report No. 80.1 (Geneva, 1980).
71. United Nations Research Institute for Social Development, *Research Data Bank of Development Indicators*, vol. IV, *Notes on the Indicators*, Report No. 77.2 (Geneva, 1977).

72. United States of America, Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, "New worklife estimates", by Shirley Smith and others, Bulletin 2157 (Washington, 1982).
73. United States of America, Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, "Tables of working life: the increment-decrement model", by Shirley Smith and others, Bulletin 2135 (Washington, 1982).
74. Walker, A.H. and M. Gendell, "The relationship of family life cycle and rural-urban residence to family size and composition" (Guatemala, 1966).
75. Walker, K.E., "The potential for measurement of non-market household production with time-use data", paper presented at the International Sociological Association, Ninth World Congress of Sociology, Uppsala, 1977.
76. Ware, Helen, *Women, Demography and Development* (Canberra, Australian National University Press, 1981).
77. Wiest, R., "Wage-labor migration and the household in a Mexican town", *Journal of Anthropological Research* (Albuquerque), vol. 29 (Autumn 1973), p. 180.
78. World Bank, *Household Income or Household Income Per Capita in Welfare Comparisons*, by G. Datta and J. Meerman, World Bank Staff Working Paper No. 378, (Washington, 1980).
79. Youssef, N.H., "Sex-related biases in census counts: the question of women's exclusion from employment statistics", in *Priorities in the Design of Development Programs: Women's Issues* (Washington, United States Agency for International Development, Development Support Bureau, and International Center for Research on Women, 1980).
80. Youssef, N.H., *Women and Work in Developing Societies* (Westport, Conn. Greenwood Press, 1976).
81. Youssef, N.H. and C. Hetler, "Rural households headed by women: a priority issue for development" (Geneva, International Labour Office, 近刊).

訳者あとがき

本冊子は、日本統計研究所プロジェクト「女性に関する統計の実状と改善」の2年目の作業の一環として、国連統計局と国連国際女性問題調査訓練研究所が共同で作成し、1984年に刊行した *Improving Concepts and Methods for Statistics and Indicators on the Situation of Women*. (Studies in Methods Series F No. 33, ST/ESA/STAT/SER.F/33, Sales No. E. 84. XVII. 3)を全訳したものである。

国連は、1975年の世界女性会議の終了後、女性の状況を的確に反映する統計を作成するための活動を開始しており、1980年には女性にたいする固定観念が統計を歪める危険性があることを指摘した最初の文書 "Sex-based Stereo-types, Sex Biases and National Data Systems"を作成した。また1985年の世界女性会議にむけて、女性のおかれている状況を示した統計資料を編纂する作業を開始し、その過程で統計指標作成に関する諸問題をまとめた文書を2冊作成した。そのうちの1冊が本冊子である。本冊子の「はじめに」でも説明されているように、もう一方の文書 (*Compiling Social Indicators on the Situation of Women*)は、既存の統計資料を利用して、女性に関する統計指標を作製するという、当面の作業の為のものである。これに対して、本冊子は、現行の概念や方法を批判的に検討し、どのように変更することが可能かを考察している。これら2文書は、ともに、国連における女性に関する統計指標の開発のための、最初のまとまった方法論的成果であり、基準文献である。

本冊子の原本は、すでに総務庁統計局情報課によって1991年3月に「婦人の地位に関する統計と指標のための概念と方法の改善」として翻訳され、部内資料として配布されている。われわれは、本冊子はジェンダー統計の基準文書として広く統計関係者、フェミニズム等に関心のある研究者や運動家その他にも読まれるべきものと考えた。この統計研究参考資料は、統計局の資料を参考にしながら改めて訳出したものである。

日本統計研究所は、ジェンダー統計関係書として、本統計研究参考資料において、田中尚美訳(1991)『国連、性的ステレオタイプ、性的偏り、および国家統計システム』、No. 34、杉橋やよい・伊藤陽一訳(1993)『女性と統計関連主要文献目次・序文等翻訳集』No. 39、中野恭子訳著(1993)『インストローと女性に関する統計』No. 39、杉橋やよい・伊藤陽一訳(1994)『ジェンダー統計の現状』No. 42、を、また伊藤陽一編著(1994)『女性と統計—ジェンダー統計論序説』〈その一部に、上掲No. 42を改訳して収録〉(梓出版社)を出版している。本資料 No. 45 とともに活用していただければ幸いである。

1995年2月

田中尚美

統計研究参考資料既発行分

No. 30	地方統計調査総覧	1988・11
No. 31	中国国民経済循環総合表	1989・12
No. 32	ベレストロイカとソ連統計	1989・12
No. 33	EC統計局型日本産業連関表型 —日本産業連関表の組み替え 1960～1985年—	1990・6
No. 34	国連事務局『性的ステレオタイプ、性的偏り および国家統計システム』	1991・6
No. 35	外国人の地域分布	1991・9
No. 36	ソ連産業連関表とその利用—C I Sの経済的基礎—	1992・2
No. 37	EC統計局型アメリカ合衆国産業連関表型 —US産業連関表の組み替え 1972～1982年—	1992・12
No. 38	日系ブラジル人就業・生活実態調査	1993・2
No. 39	「女性と統計」関連主要文献目次・序文等翻訳集	1993・7
No. 40	インストローと女性に関する統計	1993・9
No. 41	中国統計制度論集	1993・12
No. 42	ジェンダー統計の現状	1994・1
No. 43	ロシアにおける統計制度・政策の改革	1994・3
No. 44	EU型日本産業連関表（改訂版）	1994・12

統計研究参考資料 No. 45

田中尚美訳 国連（1984年）『女性の状況に関する統計と指標のための概念と方法の改善』

1995年 3月

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-02 東京都町田市相原町4342

Tel. 0427-83-2325, 2326

Fax. 0427-83-2332

発行人 伊藤 陽一

United Nations(1984), Improving Concepts and Methods
for Statistics and Indicatorson the Situations of Women

Japan Statistics Research Institute, Hosei Univ.
4342 Aihara, Machida, Tokyo 194-02 JAPAN